

予算特別委員会

平成24年3月21・22・23・26日

葛城市議会

総務財政課長	山 本 眞 義
〃 主幹	安 川 誠
生活安全課長	菊 江 博 友
税務課長	寺 田 馨
収納促進課長	邨 田 康 司
市民生活部長	松 浦 住 憲
市民窓口課長	西 川 佳 嗣
保険課長	中 嶋 卓 也
環境課長	大 谷 肇
新炉建設準備室長	芳 野 隆 一
新庄クリーンセンター所長	
	増 井 良 之
當麻クリーンセンター所長	
	高 橋 一 馬
人権政策課長	川 井 高 久
保健福祉部長	吉 川 光 俊
社会福祉課長	西 川 佳 伸
長寿福祉課長	門 口 尚 弘
子育て福祉課長	山 岡 加代子
健康増進課長	水 原 正 義
都市整備部理事	生 野 吉 秀
建設課長	中 裕 晃
〃 主幹	石 田 勝 則
産業観光部長	吉 川 正 隆
商工観光課長	下 村 喜代博
会計管理者	坂 口 徳 子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福 井 良 祝
書 記	西 川 育 子
〃	吉 田 賢 二
〃	西 川 雅 大

7. 付 議 事 件

- 議第19号 平成24年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第20号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

- 議第25号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成24年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第23号 平成24年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成24年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

赤井委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

本日より、平成24年予算特別委員会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、私、未熟ではございますが、議員の皆さん、それから職員の皆さん、よろしくお願いいたしたいと思います。

一応、皆さんには慎重審議をよろしくお願いいたしたいと思います。そしてまた、議事進行がスムーズに運びますよう、ご理解とご協力の方をお願いいたします。

委員外議員のご紹介をいたします。藤井本議員、川西議員、岡本議員、阿古議員、春木議員、以上でございます。よろしくお願いいたします。

一般傍聴についてお諮りします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また審議が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認め、そのように一般の傍聴を認めることといたします。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるよう、お願いいたします。

続きまして、予算特別委員会の審議方法についてご説明いたします。審議の方法につきましては、お手元に配付の次第の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計の審議の方法であります。まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分について質疑を行います。続いて同様に3款及び4款、次に5款及び6款、次に7款及び8款、そして9款災害復旧費から最後12款予備費までを行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般にかかわるものとなりますよう、ご留意ください。

次に、特別会計予算については、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、討論、採決を行います。なお、水道事業会計予算については、歳入、歳出の順番で説明を受けますので、ご了承ください。

委員会を進めるに当たっての時間配分を目安として、お手元にお配りいたしております予算特別委員会審議方法に従って進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

次に、委員の皆様申し上げます。質問項目は1回につき3問までとしますが、その質疑の回数制限は行いません。質問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合はこれを優先いたします。質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上、できるだけ謹んでいただきますようお願いいたします。また、質問される場合は、予算書のページ数、及び款項目の費目を述べてから質問していただきたいと思います。

次に、理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名した後、所属、

役職名と氏名を言っていたいただき、的確な答弁をお願いします。なお、答弁者については部長及び担当課長でお願いいたします。

以上のことについて、何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ご意見ないようですので、そのように委員会運営を行うことにします。

それでは、議案審査に移ります。

議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

まず、歳出の1款議会費、2款総務費までといたします。

部長。

河合総務部長 おはようございます。総務部の河合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書の32ページをお開き願いたいと思います。

まず、1款の議会費からご説明申し上げたいと思います。本年度につきましては2億280万9,000円を計上いたしましておりまして、議員18人の報酬、職員5人の人件費と議会運営に要する経費となっております。

次に、2款総務費でございます。一般管理費でございます。5億3,956万3,000円を計上いたしているところでございます。特別職2人、それから職員44人の人件費を計上いたしておりまして、総務一般の管理及び消費生活相談等に要する必要な予算を計上いたしておるところでございます。

次に、36ページでございます。文書広報費でございます。910万3,000円を計上いたしております。文書広報に要する経費を計上いたしておりまして、委託料ではテレビ放送業務委託を新たに計上いたしておるところでございます。

次に、会計管理費でございます。637万9,000円を計上いたしてしております。会計事務に要する経費となっております。

次に、財産管理費でございます。6,595万9,000円を計上いたしてしております。新庄、當麻両庁舎の維持管理等に必要な予算の計上となっております。

次に、電子計算費でございます。5,433万8,000円を計上いたしてしております。コンピュータの運営に要する経費となっております。

次に、地域情報化推進費でございます。3,134万9,000円を計上いたしてしております。総合行政ネットワーク、イントラネットシステムに要する経費と、新たに統合型GISのレイヤーの作成に要する経費を計上いたしておるところでございます。

次に、39ページでございます。交通安全対策費でございます。1,559万3,000円を計上いたしてしております。交通安全対策に要する経費でございます。工事費ではカーブミラー、ガードレール、路側線、デリネーター等の工事に要する予算を計上いたしておるところでございます。

次に、自治振興費でございます。8,522万5,000円を計上いたしてしております。自治振興に要する経費でございます。負担金ではまちづくり一括交付金等で、工事費では防犯対策とい

たしまして、防犯カメラを自転車駐輪場に、近鉄新庄駅に2台、JR大和新庄駅に1台を設置する予算を計上いたしております。

次に、企画費でございます。464万6,000円でございます。企画一般に要する経費で、事務事業市民判定会に要する予算を計上いたしております。

次に、公平委員会費でございます。36万7,000円でございます。公平委員会に要する経費となっております。

次に、41ページでございます。防災行政無線管理費でございます。275万5,000円を計上いたしております。防災行政無線に要する経費でございます。

次に、税務総務費でございます。1億3,791万2,000円を計上いたしております。職員17人の人件費と、税務事務に要する経費となっております。

次に、賦課徴収費でございます。3,095万2,000円を計上いたしております。税の賦課等に要する経費を計上いたしております。今年度よりコンビニ収納に要する予算を計上いたしております。

次に、43ページでございます。過年度支出金でございます。1,200万円を計上いたしております。

次に、戸籍住民基本台帳費でございます。7,571万8,000円を計上いたしております。職員8人の人件費と、戸籍住民基本台帳事務に要する経費となっております。

次に、人権啓発費でございます。2,993万2,000円を計上いたしております。職員2名の人件費と、人権啓発に要する経費となっております。

次に、46ページでございます。選挙管理委員会費でございます。63万2,000円を計上いたしております。選挙管理委員会に要する経費でございます。

次に、選挙啓発費でございます。2万円を計上いたしております。

次に、市長選挙費でございます。2,640万3,000円を計上いたしております。市長選挙費に要する経費でございます。今年度新たに選挙公報に要する経費についても計上いたしております。

次に、48ページでございます。統計調査総務費でございます。103万4,000円を計上いたしております。統計一般に要する経費でございます。

次に、基幹統計費でございます。199万4,000円を計上いたしております。基幹統計に要する経費となっております。

次に、監査委員費でございます。85万1,000円を計上いたしております。監査事務に要する経費となっております。

以上をもちまして、1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。これから質問させていただきます。

40ページの自治振興費の中の街灯ですね。これ、昨年と同じ予算になってますけれども、その内訳を、まずお伺いしたいんです。

それから、まちづくり事業一括交付金、昨年から1つになりまして、この予算の概要を見まして、広報紙配布のところを見たんですけど、これは小さいことなんですけれども、ちょっと入の方も関連しますのでお伺いしたいんですけれども、26ページの県委託費のその一番上の総務管理費委託金の広報配布、これは県の広報紙の配布分が入ってると思うんですけど、説明の中に、これが1万3,100世帯になってるのをちょっと割ってみたら、割り切れないので、これの入の方の内訳みたいなのを伺いたいんです。

それから、42ページの税務総務費のふるさと応援寄附報償費、これ、平成22年度、平成23年度も55万円だったのが、今度30万円になってますけど、その理由というのをちょっと伺いたいと思います。

赤井委員長 吉村委員、済みません。入の方は、できたら入のときにお伺いしたいんですが。

吉村委員 関連でもだめですか。

赤井委員長 そうですね。お願いします。

吉村委員 そうですか。はい、わかりました。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村委員からのご質問でございます。街灯に係る積算の内容でございますけれども、街灯設置補助金といたしましては、200万円掛ける2分の1という形の中で、100万円。また大字間設置事業補助金といたしまして、4万円掛ける25基を見込んでおりまして、100万円。また街灯器具取りかえ補助にかかります蛍光灯などにつきましては、40基で20万円。またLED等などの大型照明器具につきましては、30基で30万円でございます。合わせて250万円の計上でございます。よろしくお願いいたします。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。よろしくお願いいたします。

広報の配布報償の計算で、部数の方でございますが、補助金につきましてはその年の4月1日の住民基本台帳プラス外国人の人口ということで、1万3,100世帯で支払いの方は計算いたしております。

入についてはよろしゅうございますでしょうか。

赤井委員長 はい。

課長。

寺田税務課長 税務課の寺田です。よろしくお願いいたします。

ただいまのふるさと応援報償費の金額の減額でございますが、平成23年度におきましては、予算におきまして55万円予算設けておりました。本年度平成24年度におきましては30万円ということで、25万円減額しておりますが、これにおきましては、毎年ふるさと応援の寄附をいただいております。平成20年と平成21年、平成22年ということで、毎年寄附件数、金額も上がっておりますが、平成23年度見込み、今現在におきまして25件、約72万円寄附をいた

だいております。それに見合う実績に伴う減額ということで、決算見込み等への減額ということで、今回25万円減額となっております。

以上です。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。まず、街灯の分ですけれども、平成23年度に緊急雇用で街灯設置の設置状況を調べるということで、308万円計上されてましたけれども、その結果はもう出てるのでしょうか。それ受けての、この同じ計上ということでいいのでしょうか。

それからまちづくり交付事業、これは入の方は入の方で聞かせていただきますけれども、この一括で渡して何に使ってもいいですよみたいな、制限はあるんでしょうけれども、この方法でいいのかどうか、決算のときにこれで使いましたよと言ったら、これはだめですよとかチェックするわけですね。そのこともちょっと後で聞きます。

それから、ふるさと応援寄附金ですけど、額は下がったということですが、蓮花ちゃんを使って駅の方に立っておられて、お願いしますということですが、余り効果がなかったのでしょうか。これから下がるということですが、見込みとして余り寄附金を望めないということで、これから啓発活動をどういうふうになさるのかを伺いたいと思います。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。

ただいまの吉村委員のご質問に対してお答えいたします。大字間及び大字内におけます街灯の調査につきましては、平成22年度、平成23年度にわたりまして、2カ年度におきまして調査をさせていただきました。そうした中で、新庄地区におきましては2,382基、當麻地区におきましては2,123基、合わせて4,500基の街灯等の調査を終えております。

また、街灯の設置状況につきましてでございますけれども、平成21年度につきましては67基、平成22年度につきましては80基、平成23年度におきまして、新たに取替えに係る補助事業を取り組ませていただきました中で、新設64基、取替え67基で、2月末の状況でございます。

こうした調査におけるデータでもちまして、自動点滅器などの昼間でもついておるといようなこともございまして、区長会役員様にご相談申し上げて、また区町会長さんの名前でもって各区長さんにお呼びかけをいただきまして、そうした方たちの中で要望がある部分につきまして、関西電力で取替えという形の修繕を進めさせていただいております。街灯調査をさせていただきました結果において、自動点滅器も修繕できたという経過でございます。

以上で報告を終わります。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。

ただいまのまちづくり事業一括交付金の件でご質問でございますが、ご承知のとおり、昨年まではまちづくり事業並びに安心・安全なまちづくり事業、また市内一斉清掃、あと広報

の配布報償ということで、4つの事業ということで、それぞれ各大字に別々に振り込みの方をさせていただいております。その振り込みの中から、各大字の方で非常に枠制限があって、非常に特に実績報告時に記入しにくいという話がありました。そういった形で、区長会また議会の方にもご説明いたしまして、昨年、平成23年度より一括で支払いということにさせていただきました。

この一括交付金になりましての実績報告、事業の内容につきましては、実績報告で報告いただくことになっておりますが、まだ今回につきましては4月の下旬に平成23年度分の実績報告をいただくということで、現在の方、予定をいたしております。今現在、まだ実績報告いただいておりますが、非常にこういったことで、各大字の区長さんの方からも、大字内での会計の振り分けが柔軟性ができたということで、非常に実績報告の記入しやすいということで、昨年まで1回1回事業単位で事業の方、こちらの方で確認させていただいております。そのたびに区長さんの方に何度も足を運んでいただいて、実績報告書の内容の訂正なりいろいろお願いしておったわけですが、この辺がまた今年初年度でございますので、確認しながらということにはなりますが、その辺が昨年よりはちょっとスムーズに行くかなと、今のところ考えております。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

寺田税務課長 税務課の寺田です。よろしくお願いたします。

ふるさと応援寄附の現在の現額、これからの方針につきましては、ふるさと応援寄附は平成20年度にスタートさせていただきました。平成22年度、一番ピーク、多いときで382万1,100円の寄附をいただきました。ただ、去年におきましては、3月11日にありました東北大震災の関係で、そちらの方に義援金等々のたくさんの寄附を持っていかれたという関係上、その辺で少ない、今年は今現在3月末で25件の72万円でございますが、その辺の関係で少なくなったかなと思います。

それから、これからのPRの対応としましては、各施設におきましてパンフレットを置かせていただいて、そういったPR、あるいは去年も実施しましたが、葛城フェスタにおきまして税務署と協賛しまして、税務署の方はいろいろな国税連携のそういうPR、市の方としましては、ふるさと応援の蓮花ちゃん寄附ということのPRということで、実施させていただきました。これらにつきましては前年と同じく予算化しております。そういう形でふるさと応援のPRということで、そういったPRを実施していきたいと思っております。

以上です。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 街灯の件ですけれども、よくわかりましたけれども、ちょっと余り要望はしないようにということですが、1件だけ市長に要望したいのは、この間台風、だいぶ以前ですけれどもずっと長い間停電になったことありますし、先日もちょっと忍海地区で1時間半ほど停電になったんですけれども、そのときにもし何か災害があった場合、いつもついているようにソーラー型の街灯って庁舎の前にありますけれども、ああいったものも、設置には費用かか

りますけれども、そういったものは主要なところ、また防災倉庫の横にあるとかすると、真っ暗というのは防災があったときに精神衛生上もよくないので、だからそういうふうなものもちょっとこれから考えていただきたいなという思いがします。

それから、まちづくり交付金については、地元としては事務的に楽になったというのは確かにわかりますけれども、初年度ですが、これからそれはちょっと見守っていききたいなと思います。

ふるさと応援の方も、去年は3月11日の震災で減ったということですが、それじゃあ、これからの啓発によっては、まだまだまたふえるという可能性もあるということで、とらえていいわけですね。わかりました。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

朝岡委員。

朝岡委員 おはようございます。引き続き質疑をまいります。

総務費全般でいきますと、前年度当初予算の平成23年度5億1,800万円、本年度の、今、計上いただいております総務費全体の経費が5億3,900万円ということで、比較をしますと2,100万円増額ということになっています。さまざまな理由もあろうかと思えますし、またきめ細かいさまざまなご提案をいただいているということで、たくさんありますけれども、できる限り新規事業、そしてまた市長がこの前議会で述べられた施政方針等々の中から質疑をしてみたいと思います。

まず、36ページの先ほど来ございました文書広報費の13節委託料、テレビ放送委託料ということで、110万3,000円の新規計上をされておられます。新たにテレビ放送に加入をするというようなことだろうと思えますけれども、これの説明を願いたいと思います。

その2つ下の、同じく文書広報費の備品購入費、庁用備品の購入ということで、30万2,000円ということでございますが、これについての内容にも少しご説明を加えていただきたいと思えます。

3問ですね。

赤井委員長 はい。

朝岡委員 3番目は、ちょっと飛ばしまして、42ページの徴税费の中の賦課徴収費、役務費で、ここでございます公金取扱手数料181万8,000円。コンビニ収納の件だと思いますけれども、これにつきましても説明を求めたいと思います。

以上、3点でございます。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。

ただいまのご質問のまず1点目、テレビ放送の方でございますが、これにつきましては、奈良テレビの毎週金曜日18時30分から、「いきいきまちだより」という番組が現在放送されております。その中で、ニュース形式にて各市のお知らせ、行事なりをVTRにて紹介されるという、いわゆるニュース形式の番組でございますが、これにつきましては1市当たり1

分10秒という画像が流れるということで予定されております。この画像ニュース、映像を伴いますニュースにつきまして年18回放送ということで、放送されるということでございます。

また、今現在、テレビの方、デジタル放送に移行されまして、今までは放送中にしか見ることができなかつたいわゆる文字放送の方でございますが、放送後であってもその市政情報を、データボタンを押していただきましたら、葛城市の催し物なりがこちらから提供させていただいたスケジュールで文字放送の中に出てくると。これがおおむね大体1カ月単位で更新されていくということで考えております。

これまで画像でニュース形式でいきますと、基本的にはいついつこういった行事がありましたよということで、いわゆる終わった行事が映像ニュースで流れるということになります。このあわせましての文字放送、データ放送につきましては、今後葛城市で行われる予定である行事なりイベントのお知らせを前もって事前にお知らせできるということで、そういったことで、テレビ放送をさせていただければということで考えております。

なお、このテレビ放送の方でございますが、現在奈良県で6市加入をいたしておるようでございます。大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、香芝市、この6市が現在のところ、このお知らせの中で流れておりますが、これに今回葛城市も加入させていただこうということで、予定いたしております。

奈良テレビのチャンネルに合わせていただきまして、データボタンを押していただきましたら、「各市町村だより」という目次が出てまいりますので、その目次の中で市町村を押していただきまして、葛城市を押していただければ、葛城市の催し物なりが案内されるということになっております。

ただ、文字数に非常に限りがございますので、全てというわけにはなかなかいかないかなと思っておりますが、ある程度主だった行事があるときには、この文字放送を利用したいと現在のところ考えております。

もう1点ご質問の備品の方でございますが、まず、庁用備品の方でございますが、30万2,000円ということで予算計上させていただいております。この中でまず1点、放送メッセージの再生電話ということで、平成24年度から現在のところ予定いたしております。これにつきましては、朝の有線放送なり、放送内容をたまたまその時間、用事で聞けなかったとかいうことがございましたら、その日また電話かけていただきましたら、同じ内容のメッセージが電話で聞き取れるというシステムでございます。

これにつきまして、まず電話回線の使用料と、今、ご質問の備品の購入が必要でございます。電話回線につきましては3回線までということで申し込みを予定いたしております。また、この機器の方でございますが、その再生機器の機械でございますが、これが13万4,190円ということで必要になってくるというものでございます。それからあと30万2,000円から13万4,190円の差額につきましては、広報用のデジタルカメラの購入費用を計上いたしております。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

邨田収納促進課長 収納促進課の邨田でございます。

今、朝岡委員のご質問の中で、公金取扱手数料の内訳についてというご質問だと思いますけれども、この内訳につきましては、先ほどお話ありましたように、コンビニ収納の取扱手数料がふえております。この部分が約70万5,000円。それから収納の方なんですけれども、この4月から南都銀行の方で公金収納の方の取扱いをするということで、今まで収納課の方におきまして、OCRを通して消し込みを行っていたわけでございますけれども、その部分を南都銀行の方がそういった事務も取り扱うということで、今、進めております。それにかかります経費が約87万4,000円。

それから、個人住民税、特別徴収ということで給料から差し引きされて送っていただく部分がございますけれども、その部分を今まで紙ベースで紙で送っていただいた部分を、今度データ化ということでフロッピーディスクに落としまして、それを読み込んで消し込みをかけるというふうなシステムも、以前からあったんですけれども、今回、電算の共同化によりまして取り入れていきたいということで、その経費が18万9,000円。

それから従来ございましたマル公といいまして、赤い振り込み用紙で郵便局の方を通じてする場合、1枚当たり30円の経費がかかるわけでございますけれども、それで5万円。合計181万8,000円の内訳となっております。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 担当課の方より説明をいただきました。ありがとうございます。

テレビ放送につきましては年に18回ですか。それでデータ放送については現状6市が加入しているということですね。この「いきいきまちだより」という、この放送については、年に18回葛城市が流れるという理解でいいんでしょうか。

和田企画政策課長 はい。

朝岡委員 そういう理解でいいですか。

それで、1回当たり1分数十秒の葛城市の話題がということで、これは生放送で入るんでしょうか。後でちょっとお答えを。

それと備品購入ですね。デジタルカメラの方はいいとして、この再生メッセージについてもう少し詳しく教えていただきたいんですけども、これは、ですからいわゆる新庄地域の場合は流れるのは朝でしたか。それが何らかの事情で聞けなかったときに、今のはいわゆる役所へ電話をかけるというようなことですか。それは何か専用の電話番号があるんでしょうか。それから當麻地域も同じようなことなんでしょうか。當麻地域は夜の8時に放送が流れますが、それが何らかの事情で聞けなかった場合というようなこと、これは両方そういうようなことで、両庁舎にそういう専用電話番号か何かが設けられるんでしょうか。ちょっとその辺を含めて、もう一度お聞きしたいと思います。

コンビニ収納につきましては、大体年間どれくらい見込まれているのかなということを少し教えていただけますか。

赤井委員長 課長。

邨田収納促進課長 収納促進課の邨田でございます。

コンビニ収納につきましては、約1万1,000件ということで予定しております。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 ただいまのご質問の、まずテレビの放送の方でございますが、これにつきましては、いわゆる奈良テレビが葛城市の方に参りまして、取材をした上での録画放送ということになります。映像の方は録画放送ということになります。ただ、先ほど申しましたお知らせという別にデータ放送の中に文字でお知らせを入れることができますので、それにつきましては事前にイベントなり催し物がお知らせできるということでございます。

それから、次に放送メッセージの再生電話の方でございますが、これにつきましてはご指摘のとおり、旧新庄地区につきましては朝の6時50分の有線放送、旧當麻地区につきましては夜の8時の放送ということで、これにつきましては、それを何らかの事情で聞き逃した場合には、専用の電話をかけていただきましたらメッセージが電話の中から流れてくるというシステムでございます。これにつきましては専用の回線を3回線引くということでございます。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 再答弁ありがとうございます。ですから、聞き取れなかったさまざまなメッセージ、防災有線無線放送については、その後にこれからお知らせされる電話番号にかければガイダンスとして同じ放送が流れるということで。はい、わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

テレビ放送等につきましては、市長のこの施政方針でもいろいろと言っておられますように、葛城市には歴史博物館であるとかさまざまな施設もあれば、これからもっとPRをしていただきたいことも、葛城場所も目前に控えておりますけれども、ありますので、有意義にこの放送、1分10秒ですか、それとこのデータ放送を有意義に使って、観光及びこの葛城市等の歴史を知らせていただきたい。期待をいたしておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 おはようございます。それぞれ委員の皆さんには、平成24年度の予算について真剣にこれから議論をしていくわけでありましてけれども、皆さんの質疑とあわせて私の本委員会における予算に関する考え方等についてもお伺いをしてまいりたい、このように思います。

歳出に具体的に入る前に、まずお伺いしておきたいことは、やはり主要な財政指標についてお伺いしておきたい、このように思っております。

市長は、所信施政方針の中で、景気の認識については依然として厳しい状況にあると、少子高齢化による労働人口の減少のもとで財政状況も日に日に厳しさを増していくという認識をされ、これまで歳出削減への積極的な取り組みや、実質財源である市税の収納確保の行政改革を行ってきたことにより、財政指標におきましては比較的健全な財政運営を維持してま

いりましたと、このように述べております。まず、この財政力、経常収支比率等、財政状況の現状、平成23年度の見込み、あるいは平成24年度執行することによって、どのように変化をしていくのか、お伺いしておきたいと思っております。

それから人件費、いわゆる給与や時間外勤務手当、いわゆる職員給与についてどのようにお考えになっているのか、この平成24年度はこれまでの予算や決算の議論を通じてどう改善・改革をしていこうとお考えになっているのか、お伺いしたい。

もう1点。この間、団塊の世代が定年退職を迎え、本当に貴重な人材が市役所を去っていくわけでありまして。いわゆる法律では再任用制度、条例も当然そういう条例があります。また、民間ではやはり65歳まで雇用を確保するという法律が義務づけられているわけです。これは100%にいていませんけれども、少なくともそういう定年退職をされた職員の雇用を確保するという点で、どのようにこの間の議論を活かして改善なされようとしているのか。

まず、この3点、お伺いしておきたいと思っております。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、白石委員からの1点目の質問でございます。財政指標の現状でございます。平成22年度決算数値に基づく主要な財政力指数につきましては、まず財政力指数といたしましては0.63%、経常収支比率に至りましては82.6%、また公債費の一般財源に占めます比率、実質公債費比率に至りましては11.5%というふうになっております。いずれも指標については、県内の中では優良なうちに属しておるという状況でございます。

それと現在平成24年度当初予算を組ませていただいた中での、これは試算ではございますが、指標的には、財政力指数につきましては単年度0.53%ぐらいになるかなと。それと次に実質公債費比率でございます。こちらにつきましては、公債費自体が10億円足らずと減ってくる。分子が減り分母、標準財政規模につきましては交付税ほか若干上がる見込みをいたしておる、こういった分子、分母の相乗効果がございます、実質公債費率につきましては7%前半になるかと思込んでおるところでございます。

また、経常収支比率につきましては、現在93%と。

(発言する者あり)

赤井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時28分

赤井委員長 休憩前に続き会議を開きます。

今、白石委員からの質疑があったと思っておりますが、市政全般にかかわるといような形なんです、一応この質問を取り上げさせていただいて、まず市長の方から一応平成23年度、平成24年度についてのこの予算の編成はこういう具合にやったという大まかな形の答弁をお願いして、その他、ほかについては各担当の方から説明願いますよう、お願いしたいと思っております。

市長。

山下乡長 白石委員からの質問に、少し大づかみな話でございますけれども、お話をさせていただきたいと思います。

財政状況につきましては、先ほど担当課長の方がお話をさせていただきましたけれども、国の経済状況が長期の低迷に入って、若干の持ち直しはあるもののやはり厳しい状況にあるということは間違いのないところでございます。民主党政権になりましてから、地方交付税等、若干予算が組みやすくなっているというか、地方交付税等で助けていただいている部分というのはあるかと思っておりますけれども、そうは言いながらも厳しい中での財政運営というのが強いられているわけでございます。

行政といたしましては、新市建設計画に基づいた事業を堅実に推進をしていくために、補助金等、確実に獲得をしながら事業を進めていかなければならない。その中で無駄なものになるだけ使っていないということで、引き続き枠配分予算というものを採用させていただきながら予算編成をさせていただいております。

また、自主の財源といったものの確保に取り組んで、収納率をしっかりと高めていくのと同時に、またその事業執行に当たっては堅実に進めていけるように努力をしておるところでございます。

またもろもろの数字、これから分母が小さくなっていきというお話も先ほど課長が言っておりましたけれども、実質公債費比率、合併特例債を使ってやらなければならない事業がふえてまいりますので、そのあたり、実質公債費率の中で占める割合が多少ふえてまいりますけれども、その数値等もしっかりと推移をも見守りながら、ここ数年財政計画でもお示しをしたように、特に葛城市の財政状況が急激に悪くならないように予算編成を行っていきたい。

また、先ほど申しました新市建設計画の事業の推進というところに向かって、平成24年度の採用人数というのは若干ふやさせていただいたところでございます。事業推進に当たって、各課で今の現行の人数では補えない部分というのがあるわけございまして、そこに人的な手当てを施させていただいて推進をしていこうということで、昨年も皆さん方の方にお示しをさせていただいたところでございますけれども、我々としては集中改革プランで目標としてきました340名というところ、ここに向けてできるだけ収れんをしていこうということで、若干の上げ下げというのはございますけれども、10カ年の中で最終的にはこの340名という目標に向けて、その事業推進とともに人数をふやしていったりしていこうということを考えた計画を昨年出させていただきました。

しかしながら、国の合併特例債の5年間延伸というところが議論されておりますので、この運用につきましても、まだ決まったわけではございませんけれども、若干フレキシブルに考えていながら事業の推進、計画の推進を図っていききたい。その中で人件費等のあり方も考えていきたいと思っておりますし、また定年の問題、これにつきましても、国で、今、議論されております。その流れを注視をしていながら、葛城市としてどういうふうな形で再任用を考えていくべきなのか、それとも違う方法で考えていかなければならないのかというようなことも含めて、庁内でまず問題提起をし、議論し、その上で議会の皆さん方にお諮りをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それでは改めてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

市長からご答弁いただきました。基本的には施政方針演説の内容であったと考えます。私は、その財政指標の中で最も注目をしているのが財政力指数、あるいは経常収支比率、公債費率であります。この点が、実際に市長が認識をされている本市の財政状況とどのように合致をしているのかという点をまず確認をしたいわけで、先ほど財政課長から答弁途中ではありましたが、それぞれの数字がどのように推移をしようとしているのかという点ですね。お伺いをしたいと思います。それが財政についてであります。

人件費、いわゆる職員の給与の問題であります。職員の給与については、この間人事院勧告がほとんどがマイナスの勧告であります。本市については人事院勧告、県のその勧告とあわせて忠実に実施をしてきたという状況にあります。今、実際にラスパイレス指数、これは昨年9月とそんなに変わらぬと思いますけれども、改めて本市の職員のラスパイレス指数、どうなってるかお伺いをしたい、このように思います。

次に、定年退職者の再任用等の問題についてお伺いしておきたいと思います。平成23年度で定年退職を迎えられる方はどの程度いて、実際再任用という形ではないと思いますが、嘱託等で残られる方、何人おられるのか、お伺いしておきたいと思います。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

先ほどご質問いただいております、財政指標の数字と財政一般との相関という視点で申し上げます。

まず、財政力指数でございます。地方交付税、もらう額、交付される額が多くなるほど、1から遠ざかり依存財源に頼るという状況になっているという理解の中で、平成22年度確定数値でございますが、単年度で財政力指数を申しますと0.58でございました。平成23年度、交付税確定いたしましたので、恐らく確定数値になると思うんですけども、0.56。それと先ほど平成24年度当初予算におきましては、32億5,000万円の予算を要求しておるわけでございます。指数にいたしますと0.52。これから見られますのは、限りなく1から遠ざかる、依存財源として頼る構造になってきておるということで、自主財源が少なく依存財源が多くなってきておるというのが読みとれると思います。

もう一つ読みとれる中で、経常収支がでございます。平成22年度82.6%でございました。県内でも上位有数に入ったわけでございます。平成23年度におきましては、まだ執行年度途中でございますので、ちょっとつかみづらい状況でございますが、平成24年度当初予算ベースで申しますと、これが現在92.4%、約10ポイントほど上がると。すなわち財政が硬直化してきていると。

この要因的には、1つは人件費が上がっておる。義務的経費である公債費は下がるんですけども、義務的経費のもう一つの要因であります人件費が上がってきている。こういったものによる硬直度を示しておると見ておるわけでございます。

また実質公債費比率に至りましては、3カ年平均、平成22年度で11.5%落ちておりました。平成24年度で見ておられますのが、先ほど私が分子分母でお話ししましたが、分子の公債費が下がり、標準財政規模、すなわち交付税、臨財債等々足し込みます標準財政規模的には上がってくるといった、こういう分子が減り分母が若干上がるといった中で、実質公債費比率に至っては葛城市の場合、幸い合併特例債等を発行しておりますが、据え置き期間等々によりまして、平成24年度はまだ公債費的には右下がりの状況になるであろうと。こういった中で、約7%台まで落ち込むかなと、このように見ておる現状でございます。

以上、財政状況の意味と指標の推移、また平成24年度における見込み的な推移をご説明申し上げます。以上でございます。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、白石委員のラスパイレス指数の状況でございます。本市におきましては、平成23年におきますラスパイレスにつきましては91.6でございます。

次に、平成23年をもって退職する人数でございます。定年退職者5名、勸奨1名、合わせて6名でございます。なお、引き続き平成24年度に来ていただく方でございます。嘱託として3名を予定しているところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 改めてそれぞれ課長からご答弁をいただきました。

財政状況というのは、今、ご答弁になられた財政指標だけでは、当然判断はできるわけはありませんけれども、やはり大きな財政をつかむ中で、私はこの辺のところ非常に大事だと考えています。

財政力指数については、平成22年度が0.58、平成23年度の見込みが0.56、平成24年度の見込みが0.52ということで、平成22年度と比較しますと0.06ポイントやはり下がってきているということでもあります。経常収支比率に至っては、やはり10ポイント近く上昇してきている。これは本当に試算の仕方が変わったということもあって、急激というか、経常収支比率が上がる傾向になってきているという点を差し引いたとしても、やはり財政的には非常に厳しい状況になってきているということをお知らせしている。

実質公債費比率については、現状では7%台ということでもありますけれども、課長が答えたように、これから新市の建設計画、メジロ押しでございます。合併特例債の発行がこれから本番に入ってくるという中で、やはりここまで抑えてきている、落ちているというのは、これは財政当局の努力であり、そういう比率が今後上昇してくるということを見越して、やはり財政運営が求められると思うわけでもあります。

今、総務財政課長が述べられたこういう財政状況の中で、これをどのように認識して、この歳出、歳入の編成をされたかということがやはり問われるわけで、引き続き歳出あるいは歳入において、この視点から私は行政がやるべき仕事、あるいは団体や市民がやるべき仕事、ここをきちっと峻別をしながらやはり進めていく、こういう立場で議論をしてまいりた

い、このように思います。

それから、財政指標の中でとりわけ経常収支比率等、これは実際に人件費が大きく左右されるというわけであります。しかし本市の人件費、先ほど1つの指標としてラスパイレス指数についてお答えいただきました。91.6ポイント。平成22年度からしたら1.1ポイント上がった状況であります。しかしこれは実際、他の奈良県内の市町村の指数も上がっておりますから、葛城市の職員給与の水準というのは、大体12市では最下位、39市町村の中では28位に位置をすると、こういう状況であります。

宇陀市は合併時に給与の調整をし、高いところに合わせたということで、葛城市よりもラスパイレス指数は高くなっております。本市は人事院勧告に忠実に給与の抑制をしてきた。その上に、この合併時に給与の調整をしてこなかったということが、今日のような状況になっているわけであります。

この点は、ずっと議論をしてきているわけでありますけれども、なぜ葛城市の財政状況が、課長が答えたように奈良県内では優良な範囲に入ると言いました。その大きな要因がこの人件費にあると。人件費が抑えられているからこそ、この財政力なり経常収支比率が奈良県内では優良な状況に入る。このことを私はきちっと認識すべきだと思います。

それから、定年退職者の再任用というか、条例そのものは適用されずに、平成24年度も嘱託という形で3名を再任用して、お仕事して働いていただくということになったという点は、これは現状の葛城市が置かれている実態からすれば、やはり即戦力でよく事情がわかった方が新市の建設計画を遂行していくために、いくように力をかしていただくという点では必要なことだと思いますけれども、再任用制度があるわけですから、やはり決断をしてその制度を適用していくことを求めておきたいと思います。

第1回目の質疑はこの程度にとどめておきたいと思います。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 この予算委員会について、白石委員が冒頭に考え方等をお聞きされましたので、私はその具体的な中身に入ってご質問させていただきたいと思います。

1つは、具体的に37ページの委託料の中の測量設計委託の520万円というのが計上されてるんですが、市長の予算案の概要というところに、個別に議会費、総務費というところの項目の中に上がっている当麻庁舎の改修診断委託というので520万円当初予算が上がっております。これは同額なので、これのことを指してるんだと思うんですが、この当麻庁舎の耐震診断をして、では、その結果を踏まえてどのようなお考えをお持ちなのか。これが1点です。

2点目は、消費生活相談というのがどこに上がってきているのかなと思ってるんですが、ちょっと何ページか、34ページですかね。消費生活相談員報酬ということで5万2,000円あがってるわけですが、これ、去年は146万3,000円計上されて、今年は82万3,000円に減額されてるんですが、市民を対象にいろんなトラブルや苦情処理などを行う、市民の安心といいますか、安全にもつながるかもわかりませんが、そういったこの施政方針の中に表現されてる市民生活の安心感の向上という観点から、この減額措置というのはこういった要因をもつ

て減額されたのかをお聞きしたい。これが2点目。

3点目は、つらつらと見てもこの予算書に出てこないのが、職員の研修に絡む予算計上です。ちょっといろいろ何か、例えば職員の昇格試験委託料とか、職員採用試験委託料とか、そういったところの委託料のところちょっと「職員」という文言が出てきてるんですが、少なくとも施政方針の中で述べられております、職員に対する人材育成という部分、この人材育成に関する施政方針の中身と、実際に職員研修事業費として、この予算書の概要の中で上がってる186万円という当初予算。しかし前年度は193万7,000円。

この職員に対する人材活用、人材育成というのは、非常に当市においては重要な部分をこれから占めると私は考えておるんですが、このあたりの職員の自己研修の助成事業とか、これも50万円から25万円に下がってるわけですね。半減してるわけですね。要するに職員の人材をいかに活用するために育成していくかという姿勢が、わずかな予算の減額というところにつながる、その要因、思いというのは何なのか、それをお聞きしたい。

それともう一つ、これは職員に絡むことなんで同じところで、メンタルヘルスに関することについて重点を置いて、現在のニーズにこたえようとお考えなんですね。ですから、これは職員研修と同じ項目として質問をしておりますが、このあたりもぜひどういったことに着手しようとしているのかをお聞きしたいと思います。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

ただいまのご質問の職員の研修についてでございます。主要事業の概要で申し上げますと、平成24年度の予算では合計186万円という金額で計上させていただいております。その内訳でございます。職員研修という名目については説明欄にはあがってこないわけでございますけれども、その内訳といたしまして、旅費につきましてはアカデミー研修、国際文化研究所、その他の研修といたしまして、それぞれアカデミー研修では25万6,000円を、国際文化研究所への研修費といたしまして、旅費といたしまして23万4,300円。その他の研修といたしまして4万4,200円を旅費として計上させていただいております。

また、負担金補助及び交付金という項目がございます。この中ではアカデミー研修としての研修に際しての負担金20万円、国際文化研究所の負担金47万4,000円、その他各種研修費の負担金といたしまして10万円、それぞれ計上させていただいております。

また職員研修におきます市独自の研修といたしまして、講師の謝礼といたしまして報酬で50万円と、企業研修にかかります謝礼といたしまして5万円を計上させていただきまして、合わせて186万円を計上させていただいているところでございます。

また、自己啓発の助成の負担金の減額でございます。過去の実績を踏まえまして、1名程度の助成金ということで、25万円を削減させていただきました。

また、メンタルヘルスの研修につきましては、講師謝礼の50万円の中で実施させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

溝口委員の先ほどの測量設計等委託料につきまして、お答えをさせていただきます。520万円、お説のとおり當麻庁舎の耐震診断費用でございます。現在新市建設にのっとりまして、公共施設の耐震診断、小中学校また保育所・幼稚園等進めておるわけでございます。當麻庁舎につきましては、かねてより議員の皆様方にもご建議いただいております。昭和43年に建築して以来四十数年過ぎておるわけでございます。同時期の公共施設としましては、新庄小学校、また磐城小学校、それぞれ昭和41年から3年ぐらいの間に主要な棟は建っておるわけでございます。

こういった中で、當麻庁舎につきましては合併協議の方向、市民の利便性を考えたわけで、現在、葛城市においては新庄庁舎、當麻庁舎と両庁舎として位置づけを行っておるわけでございます。今回、平成24年度で四十数年たっております當麻庁舎の耐震診断を考えておるわけでございます。そしてI s 値、q 値等を求めた中で耐震補強でもつものなかどうか等々、そういったデータをもとに内部で十分検討いたし、また議会とも十分ご相談申し上げ、加えて市民皆様のご意見等々も拝聴させてもらいながら、今後はその方向づけというのを考えていこうという中で、まず第一歩的な診断をさせていただきたいということでの予算計上でございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま、溝口委員の方から、消費者行政についての事業費の件でご質問がございましたが、消費生活相談事業につきましては、平成20年度につきましては月2回やっておったわけなんですけれども、平成21年度より消費者行政活性化補助事業というのができまして、その分につきましてはいろいろな補助金がつくようになりまして、現在におきましては週1回、年間52回の相談事業を行っております。平成24年度につきましては同様の回数を行っておりますが、補助事業につきましては平成23年度で終了ということになっておったわけなんですけれども、額が縮小されまして、平成24年につきましても継続して行われるということになりまして、一部備品購入費等につきましては補助対象にならないということで削減をしております。

また、事業費の印刷製本費の中で、一部そういうパンフレットの作成の分につきましては補助事業の対象になるということにつきまして、その部分の消耗品費の印刷製本費なり備品購入費が補助費の対象にならなかったということで、その分が減額になったために事業費が下がった分でございます。一番重要な消費生活相談員の報償費の額につきましては、逆に平成24年度からにつきましては御所市と連携いたしまして、相談員さんにつきましても同一の相談員さんですということで、御所市の方が報償費が日額1万円となっております、1日2,000円の増額となりまして、合計年間10万4,000円の増額となっております。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 まず、答弁された順番から再質問させていただきますが、職員研修について、少なくとも去年同等の要するに予算づけというか、例えば旅費であったり負担金であったり交付金であったり報償費であったりということなんですが、私の聞いているのは、人材をいかに活かしていくということが今後の葛城市に大きな財産になるという考え方の点から、要するに将来どのようにこの人材活用、人材育成を進めていくんですかと聞いているんです。

ただ研修のチャンスを与えるのみであって、ましてやそれも減額されてる状態であるのに、少なくとも新人は二十数名採用されてるわけですよ。当然ながら、この新人の二十何名という方は、全くそれは専門的な勉強をされてきているかもわかりませんが、現場の仕事として初めて加わる人たちが、要するに昔から言う手取り足取りの勉強なり体験なりをするような、そういった講師の仕事を職員がこなすような状態ではないと私は思うんです。

そうすれば、やはりある程度の研修というものを、実体として行政とは何たるものかというような研修とか、そういうことをやはり導入教育としてすべきであろうと思うんですが、そういった点の研修という部分にどれくらいの気持ちを注いでいるのかということをお聞きしたい。

また自己研修の助成事業、これは今の答弁では年間1名という話がありました。少なくとも自己研修ですから、自己研さんをするための意欲のある方が手を挙げられて進んでおられるのであって、それに補助するのはどうかという考え方もあるかもわかりません。しかし、チャンスを与えると、要するに人材を育成していくというその気持ちのあらわれとして、年間1名で、これは理想人数340人の職員の340分の1ですよ。これが本当に行政として、人材育成、活用を大きく声高く上げる姿勢なのかどうかという点を、もう一度再考していただきたい。

これは、今、述べられたのは担当の職員の方なので、そういった市自体の方針というものについては、これは市長にお聞きしたいと思います。

それから、當麻庁舎の件ですが、これも今の答弁は、少なくとも私が聞いている質問に対する答弁ではないと思うんです。これもまたはっきり言えない、答弁できない部分があります。これから耐震のそういった測量を要するにやるわけですから、耐震の調査をするわけですから、その結果を見て結論を出す。これは手順として合ってると思います。

ただ、少なくとも市民の安全・安心を確保するために、庁舎というのは、これ、職員が日常業務をする場所でもあり、職員は当然ながら市民でありますし、ましてや市民の方が行政のいろいろな手続上、相談上來られる建物であり、当然ながら、これ、市民の財産・生命を守るという大きな崇高な使命を持った行政の判断としてきちっとしたものを、診断はしますが今後は検討しますではなくに、ある程度の考え方を持つべきではないかなと思います。

私は一般質問で、最後の意見のところでも言いました。2つあるこの二重施設の統廃合というのは、これは葛城市の中でやはり大きな課題でありますし、打って出なければいけない政策の1つであります。これは当然ながら市民の皆さんの痛みも分かち合って進めなければいけない施策だと思いますが、そういった方針をやはり持つべきではないかと思います。

それともう一つお聞きした消費生活相談ですが、これも1つは、全て行政の手だてが変わ

りましたから、補助の対象がどうこうありましたから、御所と一緒にやりますから。こういった要するに方策の変化でこれは減額しますという話なんですよ。

ですから少なくとも、やはり生活相談というのは、これも大きな行政の事業だし使命だと思うんですよ。このあたりがやはり担当者もしっかりした気持ちで、本当に市民の皆様のために生活相談を開設してるんだという思いをぜひとも強く持っていただきたいと、このように思います。

措置として、このように変わったからこのように変えます。そういったことというのは、それは確かに財源がなければできないと思いますが、財源ができなくても、施政方針でもきちっと書いてあることを財源を確保するというのが、施政方針にあらわし、予算をつける。この2つがマッチしないと、本当にやる気というのがあるかどうかの話になるわけですから、このあたりもぜひとも、担当の方のご苦勞もさることながら、やはり市としてきちっとした窓口業務としてやっていただきたいと思います。

再質問1点だけ。職員研修ですね。これについてぜひとも市長の思いをお聞きしたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 まず、ちょっとうちの職員がきちっと答弁をしてなかったのかもしれないですけども、消費生活相談については昨年度と同様のサービスはさせていただくということで、何ら変わりはないということだけ、もう一度私の方から述べさせていただきたいと思います。昨年と同じサービスをします。人的な手当もさせていただきます。ただ、そこに対して国からの補助で備品購入費であったりとか、そういう部分がついてこないの、その分だけ減額をしているというだけで、週1回、月4回だったりとか、御所市と一緒にやったりとかということに関しては、昨年と同様で何ら変わりはない。サービスが低下をすることはないということだけ、もう一度ご認識をさせていただきたいと思います。

あと職員研修につきましても、これは新人研修等はずっと市町村振興事務組合で、毎年各市町村の新規採用職員を集めて研修をしております。これはもう毎回毎回、4月から始まって数回程度行われて、その中で新しい職員が公務員とは何であるかということ研修をしておりますので、新人の研修はそちらの方でさせていただくということと、またそれ以外に葛城市として独自の研修として、一般企業、民間企業で数日程度、また1週間程度研修をさせていただいています。

市内の企業でございましたら梅乃宿さん、また東洋アルミにも行ったこともございましたし、柿の葉すしのたなか、またマクドナルド、それと養護学校ですね。ここに行かせていただいている研修をさせていただいております。それぞれその研修が終わった後にレポートを提出させて、資質の向上に資するということで、民間企業で積極的に研修をさせていただいているということと、あと各資格を取るための研修費について25万円の減額ということでございましたけれども、過去2年間でございますけれども、職員の方から大学院に入って勉強したいと、特に経理、会計の勉強をしたいということで、大学院に入学をしてという、仕事をしながら行っている職員が2名おりました。その職員に対しての若干の補助という形でさせ

ていただいておりますけれども、両名とも卒業をいたしまして、現在大学院に通っておる職員はおりません。また新たにそういう志を持った職員が出てまいりましたなら、支援をというふうに形を変えて考えてまいりたいと思っております。それ以外に、さまざまな機会をこちらから示しながら、職員の方から研修をしたいという申し出があれば、相談に乗り、うちの要綱にのっとって補助を出していこうということを考えております。

各職員の質の向上につきましてはそのような形でございますし、先ほど課長が答弁いたしましたように、最近メンタル面でいろいろと、日常の業務等もいろいろな形で推進していくに当たって、メンタル面の落ちつき等も含めて、どのような形で行政の方としてもフォローしていけるのか。いろいろな心の病もございます。そういったところをしっかりと認識をした上で、まず我々も理事者側も認識をした上で、職員の心のメンタルの手助けになるような研修もしていこうということで、予算計上させていただいたということでございます。

以上です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 3点の質問に対して簡単に答弁いただきました。私がかねがね、要するにいろいろな組織というのは人で成ってるわけですから、その人の能力をやはり引き出すというのが大きなトップの仕事の一部だと私は思うんですね。

ただ1つだけお聞きしたいんですが、こういった機会を皆さんに与えていると、今、述べられましたが、どのように与えておるんですか。こういった研修があるから行きませんかというような案内とか、こういったところへ君の能力を活かしたいから、どうかなというような個別面談をするとか、要するにチャンスはあるんだけど、めぐり回ってこないという人もおるわけですね。

だから、これは予算委員会のときにこのように市長が述べられるけども、本当の日常生活の中でこういった人材育成・人材活用、人材の能力アップ、要するに企業で言ったら、これは一般質問でも言いましたね、スパイラルアップと言うんですね。ぐるぐる自分自身を持ち上げていくという、こういう精神的に後ろから押してあげる。こういった事業を、本当に皆さんが平等にそのチャンスを与えられているかどうか。このあたりは実態としてどうなんですか。

赤井委員長 市長。

山下市長 幾つかの方法を採用いたしております。各アカデミーなり研修なりというところでは、担当職員に行ってもらわないとわからない研修等もあるわけですから、こちらの人事の方から、それぞれの課の課長を通じてであったりとか、指名をして研修に行くという方法が1つ。

それと、県の出向の研修であったりとか、またさまざまな機会を与えるような研修につきましては、全職員にパソコンが与えられておまして、その中でサイボウズというシステムで、全員同じシステムを共有しておりますので、その中で研修について募集をかけさせていただきます。一定の条件等は、当然年齢であったりとかあるわけでございますけれども、その中であがってきた職員に対して人事なりが面談をし、精査をし、その中から選んでいくと、平等に権利を有しているということになっているわけでございます。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 済みません。今、溝口委員が質問された中で職員研修、これについて1つお聞きしたい。

本来予算委員会の趣旨から若干外れるかもわかりません。このところ研修の相手先なんですが、最近、私、自分も経験さしてもらった東京都立川市にある自治大学校、ここへの派遣実績、平成16年9月からこの12月までの人数、わかれば教えていただきたいです。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 ただいまのご質問の自治大学校への派遣でございます。その間の人数は1名でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 たしか合併前の旧新庄町におきましては、大体隔年あるいは毎年、課長補佐あるいは課長目前の、帰ってから課長になられた方がおられます。この方々が約3カ月に及ぶ研修、全国研修、北は北海道から南は鹿児島、沖縄までの方がそれぞれ3カ月間、衣食住をともにして、いろいろな公務員としての基礎知識から高等知識までの研修を受けて帰ってくるわけでございます。

これについては、特に向こうでも缶詰状態の研修もありました。だけど人的交流、変な言い方、言葉のわからない、同じ日本人同士でありながら言葉の通じない者が、3カ月行った結果、兄弟、友達のようなつき合いで帰ってくる。これも大事な人間育成。帰ってきて、各市町村、また都道府県に帰ったときに、後輩を育てる。また上司が言うてる言葉を理解する。この公務員としての大きな1つの課題、これを持って帰ってきたと思うんです。

ところが、今、お聞きしたところ7年間に1名。ということは、今現在の自治大学校研修は、葛城市にとっては派遣するような知識レベルではないという考えか、あるいはほかに何かこれにかかわるところへの研修をどんどん送り込んでおられて、その成果が今現在あるのか。

その中で関連したことで、市内企業への職員派遣、いろいろおっしゃってました。これ、基本的に何のためですか。接遇ですか。接遇であれば、学生なり民間社会において育ててきた人間が、葛城市の採用試験を受けて採用された時点で、既に持ち合わせておるべき最低条件じゃないですか。

これ、特に私、この予算書の中にも一部に入ってるんですが、ある課のカウンターへ立ったときに、そこの課員の方が全員目礼でもしていただく。ところが目を合わせて知らん顔しておる。いい気分しませんよ。具体的に言います。市民が市税なりを払いに来た課において目で黙殺されたら、どんな気分しますか。お金を直接受け取らない課はいいですよ。ちらっと目で合図するだけでいいですよ。お金に関してかかわってる課で、市民が立って、また市外の方でも固定資産、葛城市に所有しとられる方、休みの時間に来たら銀行があいてない。だからその担当課行ったときに3人、4人おって、そのうち2人なりがあいさつせん。2人はじっと見てるだけ。現実です。

昨年の予算委員会から今年の予算委員会の中の1年間、何度かありました。この現実、理事者はご存じですか。何のための接遇研修ですか。その方々は該当しないからですか。今、

私が言ってる言葉、私自身だけのためじゃございません。何人かの方に聞きました。「あそこの課における人間、あれ、どこの職員や」。言葉悪いです。市の職員です。地方公務員である正職員ではございません。「何や、あの態度。目の前を横切っても知らん顔。それだけ市の職員偉いんか」。これが市民がおっしゃる言葉です。

そこで戻るのが、先ほどおっしゃった梅乃宿さんを筆頭に市内にある各企業への研修。何を勉強してくるんですか。酒の仕込み方ですか。トラックの誘導の仕方ですか。社長に対する言葉遣いですか。あいさつ運動なんて最低の問題じゃないんですか。何も18人おる市議会議員にあいさつせよと言いません。その前に市民にあいさつしてください。私らに、「このごろ市役所で気持ちええわ、全然知らんのに、ぺこっと頭下げてくれる」。このための研修が一番必要になるんやないんですか。

それと、よそから都道府県なりましてや中央官庁ですね。ここからの職員に来ていただいて研修を受ける、また職務についてももらうより、こちらから行った人間、最低定年までおります。葛城市の財産づくりです。来られた方は1年、2年来られて教えるぐらい。帰られます。帰ったら自分の進む道を考えて帰られますわ。半年、1年でも葛城市の市税を使って外へ研修を受けに行行って帰ってきたら、後輩を育てるため、また自分のこれからの公務員生活、切磋琢磨するために行ってくれると信じます。こういう実のある研修を予算措置して使っていただきたらと思います。これについて市長の考え、お願いしたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 自治大に対してはご提言ありがとうございます。またこれからも検討させていただきたいと思います。全く意味がないということなんていうのは考えたことございませんので、また自治大も研修の1つの可能性として、またこれからも検討させていただきたいと思っております。

また、あいさつをせずに市民に不快な思いをさせたということにつきましては、私の方からも陳謝させていただきたいと思います。また職員にしっかりと指導させていただきたいと思います。

これからもいろいろなところ、職員に研修に行かせ、しっかりと社会人として、また公務員として自覚を持ち、市民にしっかりとサービスができる葛城市職員を形成していくように努力をしてまいりたいと思っております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。ちょっと若干感情が入ったような自分が、その実態を見たために今のような質問になりましたんですが、市長の方から中央研修並びに実のある研修、これに対して今後も派遣していくということをしていただきました。よろしく願いしておきます。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 それでは、具体的に歳出に入ってまいりたいと思います。

歳出の32ページ、議会費であります。これは質疑ではありませんが、この間議論してまいりました議会図書室が、事務局長、また職員の知恵と行動力によって、理事者控室の中に図

書室として完成をされたいという点は、議長のこの指示に基づき的確に対応してくれたいという点を評価しておきたい。さらなるその議会図書室の充実に努力をしていただき、我々議員が議会改革とあわせて、この議会図書室を利用をすることによって、市民の負託にこたえられる議員として働けるようにしてまいりたい、このように思います。

それでは、総務費の方に入ってまいります。関連等もありますので、その点をご理解いただきたいと思います。関連については簡単にしておきたいと思います。

消費生活相談員の事業について、溝口委員から質疑がありました。私はこの間の議論の中で、週1回相談日が設けられてきた。また、御所市と共同してその相談の機会をふやしていただいていたという点については大いに評価をするものであります。

あと1点、常に提起をしている問題は、今、本当に賃金という形で専門的な知識を持たれた方にお世話になり、この消費生活相談窓口を維持しているということでもありますけれども、やはり私は相談員としての資格を職員自身が持って、やはり他の窓口とあわせてワンストップで相談をできる状況をつくっていくべきではないかと提起をしてきたわけでもありますけれども、先ほど来職員研修についてご議論がありました。

当然、今、あるこの研修機関を通じて研修を行う、あるいは民間企業にお願いをしてその研修を行うということは必要ですし、議論にありましたみずから申し出てこういう研修をしたいというあれは、制度として最大25万円を支援しようということだったと思うんですけれども、こういうことも私は大事だと思うんですが、基本的に私は大事なのは、地方自治体のこの事務事業を進めるに当たって、必要な人材をやはり確保していくという方針、計画を持ってもらう。その計画に基づいて必要な人員を確保し、または育成をしていくということが大事だと思うんですね。

だから、社会福祉士とか介護福祉士とか、それぞれ資格を取得されているわけですね。そういう葛城市にとってどういう専門的な知識の人材が必要なのか、そういう人材を今後具体的にどのように育成をしていくのかという計画を持っていただいて、それとあわせてこの職員研修を取り組んでいくということが必要じゃないかと思うんです。これも当然消費生活相談員としての資格があるわけですから、有資格者を育成し、今後、今、お世話になっている相談員の方とあわせてサポートして運営できるように、あるいは生保やいろいろありますから、他の相談窓口とワンストップで対応できる窓口とか人材をつくっていくということが必要ではないのか。この点をお伺いをしたい。まず1点です。

それから、平成24年度の職員の採用計画についてお伺いしたい。それとあわせて、平成23年度の採用計画に基づいて実施をされましたが、その必要な人員が確保されておられるのか、この点についてもお伺いをしておきたい、このように思います。

もう1点よろしいでしょうか。じゃあ、もう1点。37ページの、これも関連になります。13節の測量設計委託料、これもご答弁のように當麻庁舎の耐震診断ということでもあります。これ、もしこの診断の結果、建て替えをしなければならぬ、補強では対応できないということになれば、当然建て替えをするということになると思うんですが、その点お伺いをしたい。

昭和43年に建てられたものですから、昭和43年というのは当然建築物に対する耐震の項目がなかったわけです。全く耐震については考慮されていないということですので、当然これは補強どころか、建て替えをしなければならない可能性の方が大きいわけね。具体的に考えておかなきゃならない問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

ただいまの白石委員のご質問の中の、各種窓口対応のワンストップ化の対応ということでご質問がございました。研修につきましては、それぞれいろいろな研修所での研修計画が年間を通じてございます。その中で国際文化研究所、アカデミーそれぞれ年間を通じての研修もございます。それぞれその各課におきまして、何が必要かというのを十分把握をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、各種資格につきましても、毎年1回程度部長ヒアリングを行いまして、どのような人材が必要かというのも十分ヒアリングを行っているところでございます。また定員計画の関係もございますので、その辺もあわせまして、また検討をしていきたいと考えております。

次に、職員の採用でございます。平成24年度の採用におきましては24名の募集を行いました。その内訳といたしまして、一般職、事務員でございますけれども19名。土木技術職1名、建築技術職1名、保育士3名、合わせて24名を募集いたしました。

実際の採用の結果でございます。辞退もございまして、一般事務職につきましては18名でございました。建築技術職の応募はございませんでした。あわせまして一般事務職18名、建築士が1名でございます。保育士が3名、合せて22名の採用の予定でございます。

以上でございます。

白石委員 平成23年の結果は。平成24年度採用は何名なの。

吉村人事課長 24名で募集いたしまして、最終的には22名でございます。

白石委員 じゃあ、平成24年度の計画。要はだから平成25年度になる。今年は採用するんですかっていうこと。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。職員の採用計画、10年の計画を立てまして申し上げておりましたけれども、事務事業の進捗状況も含めながら、あわせて平成25年度に向けて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 先ほどの白石委員からのご質問でございます。當麻庁舎につきましては、ご承知のように昭和43年築以来老朽化してきておるわけでございます。昭和56年6月の新耐震の基準には満たしておらないわけでございます。そういった中で耐震診断、まずさせていただいて、その結果等々含めながら、先ほど申しましたように内部で検討、また議会の方とも十分ご相談、協議させていただき、加えて市民皆様とも十分意見を聞かせていただいた中で、その方向を見つけていきたいと考えております。

現在のところ以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。あれ、もう一つ。

赤井委員長 課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村でございます。

ただいま白石委員の方から、消費生活相談業務の職員の対応ということでご質問がございましたが、現在相談業務につきまして、専門的な知識が必要なことから、相談員を雇用いたしまして対応いただいている状況でございますが、相談業務につきましては、相談員さんでありましても専門的な知識が必要なことから、月1回の研修会と年1回東京の方の国民生活センターでの2日から3日の研修を受けてもらってる現状でございます。簡単な内容につきまして、職員で対応できる場合もございますが、複雑な内容の場合も多く、また専門的な知識も必要なことから、職員が相談に対応するのは現状ではなかなか難しいことがございまして、県下の市町村におきましても全て相談員さんを雇用いたしまして、相談業務をやっている現状でございます。

また、相談日以外に問い合わせがあった場合につきましては、御所市の相談日をお伝えするか、また県の相談窓口を案内させていただいている現状でございます。ご理解賜りますように、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございます。

まず消費者生活相談の件について、今、下村課長の方から改めてご答弁をいただきました。相談に当たっては、やはり専門家でなければ対応できないことが多いわけで、県下でもやはりそういう専門家が相談の中心になっているということでもあります。今は葛城市の場合、本当に市内在住の方が献身的にご協力をいただいて実施をできているわけでありましてけれども、やはり近い将来に私はそれにかわるべき後継者が必要だと痛感をしています。

確かに研修と合わせて、この専門的な資格を取得するという点では、部長の会議のヒアリングにおいてどういう専門的な資格ある者が必要かということで議論されているということでもあります。しかし議論をするだけではだめですね。やはり必要なそういう資格について、これから地域主権という形で国の事務事業が、それこそ怒濤のように市町村に押し寄せてくるわけです。都市計画から障害者の施策から、本当に広い範囲でのこの事務事業が移譲されてくるわけです。

そういう状況の中で、やはり部長のヒアリングはヒアリングとしてこれは必要だと思いますけれども、これらの事務事業をやり上げていく上で、あるいは、今、ある事務事業を更に充実をしていくためにどういう資格が必要なのかということも議論をし、具体的な人数を出し、それを5年、10年のスパンで資格取得に取り組んでいくということが私は必要だと思うわけでありまして。この点はなかなか課長では明確な答弁ができないわけで、責任ある方の答弁を求めておきたいと思っております。

採用の問題であります。平成24年度においては、今、課長からご説明をいただきましたように、24名の募集に対して22名を採用することができたと。2名は辞退されたということですが、この2名の不足分をどのようにするのかということとあわせて、平成25年度ということになるのでしょうか、やはり採用計画がないというのは困った話で、その点その2人が辞退されたということもあわせて、ちゃんとした採用計画を持つべきではないかと私は思うわけですが、改めてご答弁をお願いをしたいと思います。

それから、當麻庁舎の耐震診断の問題です。選択肢はいろいろあると思うわけです。1つはやはりこの耐震診断によって、これはもう選択肢はこれしかないというものも、耐震診断によって、補強が可能であればこれは補強をすべきだと思います。しかしこの可能性もなかなか低いと思います。やはり新たに建設をする必要があるのではないかと。これはもう一つの選択。もう一つは、今、ある施設、當麻庁舎周辺の施設を活用して、いわゆる當麻庁舎としての機能を確保するという選択。もう一つは、これはもうやはり懸案になってる庁舎の統合の問題。しかしこれは少なくとも市長の公式見解では、合併当時の合意を尊重するということでもありますから、現時点では統合するという選択肢はないというわけですから、4つの選択肢ということになるわけであります。これ、いずれにしてもやらなければならない、そういう状況です。

この点については、私はこの耐震診断の予算を計上したというのは大いに評価をします。これはやはりやらなきゃ、本当に市役所に来られた市民の方、あるいはそこで毎日仕事をしている職員の生命、守れない。これはもう当然のことです。いつかはやらなきゃ、だれかがやらなきゃならないわけで、そこでちょっとお伺いをしたいんですが、この選択肢を選ばないといかんというのはわかっている話ですけども、建て替えの選択肢、補修の選択肢の中で、私は注目すべき国の施策があると思うんです。

政府の平成24年度の地方財政計画は、ご承知のように通常収支分と東日本大震災分に区分されております。これは初めてのことで。その東日本大震災分の中に、被災を受けた地方自治体に対する計画と、災害を受けていないその他の市町村の緊急防災・減災対策事業という形で、補助事業と起債事業が書かれているわけであります。

補助事業の内容については、学校建物の耐震化、老朽校舎の建て替え、自家発電用発電設備、防災備蓄倉庫、公営住宅の整備等々言われています。これはいわゆる直轄補助事業の内容です。

単独事業では、これは起債事業になるんですが、起債事業は充当率が100%で、その起債の元利償還金の7割を交付税算入をするということでもあります。この中に防災拠点施設というものもあります。さらに公共施設の中に役場庁舎も対象、いわゆる耐震化という内容が含まれているように私は認識理解をしているわけですが、これらについて、もう総務財政課の方で把握をいただいていると思うわけでありますが、この点について、平成24年度の地方財政計画の内容についてお伺いをしておきたいと思えます。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

ただいまの白石委員の平成24年度の地方財政計画の内容ということでございます。

大きく特記できますのが、地方財政への対応につきましては、これまでの通常の収支分と東日本の大震災分、この大きく2つに区分されて、整理されたわけでございます。その中で、今、お説のように、緊急防災・減災事業として、これが総額的には2兆3,000億円ぐらいになろうかと思うんですけれども、地方財政計画の中で位置づけられておるわけでございます。

この緊急防災・減災事業に係る起債等についてでございますが、既に今3月定例議会で、国の平成23年度の3次補正予算の中で緊急防災・減災事業、これが3月補正、全国瞬時の警報システムJアラート、それと消防無線のデジタル化に伴う実施設計、それぞれ90万円、280万円ということで起債させていただいておるわけでございます。補助事業につきましては、先ほど白石委員が申されたように、100%充当の80を交付税算入、また単独につきましては100%充当の70算入となっております。

そんな中で、平成24年度特記されて、この緊急防災・減災事業ということで位置づけされております。我々、県の方かららっておる資料の中では6,300億円程度が計上されるということで、そのうち4,900億円については全国防災対策費に係る国の直轄また補助事業に係る費用でやると。残る1,400億円程度については地方単独事業ということでございます。

ただいま白石委員の方から、より詳しい内容で、補助については学校建物の耐震、防災設備の倉庫、また耐震性貯水槽等々が該当する。単独でも防災無線のデジタル化とか公共施設、役場庁舎も対象になるというようなことで、6,329億円が震災被災地でない全国市町村においても、このような事業に対する国庫補助、また地方債がつけられるという、地方債については4,173億円、国庫補助で2,000億円強という内容と聞き及んでおるところでございます。

この子細内容、県とも再度確認をとっておるんですけれども、まだ総務省の方からそこまで詳しい内容を県の方もいただいております。現況の中ではこの耐震、緊急防災・減災に係る事業の歳入部分、見たいところなんですけれども、実際そういった子細内容が届いておらない現状でございます。いただいております地方財政計画の中では、6,300億円程度が緊急防災・減災事業として特に分けられての配分がなされておるという内容でございます。

以上でございます。

赤井委員長 市長。

山下市長 今の部分につきましては詳細がまだわかってないというところでございますけれども、実際、耐震診断をしてから、どのような形でそれを活用していくのか、どうしていくのかということは、やはり合併したときに住民とお約束をした話もでございます。やはり地域住民の思いもしっかりとくまらせていただきながら、どうしていくべきであるのかということは議論していかなければならないでしょうし、その活用についても考えていかなければならないと思っております。

次に、消費生活相談についてでございますけれども、いろいろとさまざまな事務が義務づけ枠づけの廃止であったりとか、地方にいろいろな業務が国・県の方から移管・移譲されてきて、大変な数になってくるということはお承知のとおりだと思います。しかし基礎自治体

の規模が小さくなればなるほど、職員の分母が小さくなりますから、その中でやっていかなければならない業務の負担の割合というのが高くなってまいります。その中で、専任、専門の職員をどれだけ確保していくのかというのは、やはり採用計画の中でも十分考えていかなければならないことだろうと思います。

これは1つのアイデア、案でございますけれども、考え方としてできるのは、我々は7つの市と町で自治体クラウドというものに踏み切らせていただきましたけれども、近隣の市町村と共同で事務ができるものがあれば、その中で共同でその事務を受けていくということも考えられる1つの選択肢であろうと思っておりますし、今回、御所市と連携をしながら消費生活相談をさせていただいておりますけれども、ほかにもできる事務事業があるかとも思います。そういうところを近隣の市町村と手を携えながらお互いに協力をして、共通でできるところを見出しながら、また人件費を少なくしていく、またそれぞれの自治体の負担を少なくしていく、住民サービスを向上させていくという方法もあろうかと思っております。いろいろと研究をしながら進めていけるように努力をしてみたいと考えています。

赤井委員長 部長。

田中企画部長 企画部の田中でございます。

採用計画の件でございます。先ほど課長の方が申し上げましたように、昨年度、10年のスパンでの計画の方をお示しをさせていただいたわけでございますけれども、それ以降、やはり特例債の延伸等々いろいろな諸事情がございますして、その辺も考慮しながら平成25年度以降に向けましての計画の方を考えてまいりたいと思います。

それから、先ほど2名の不足分ということがちょっとお話でございましたが、これにつきましても、一応事務職につきまして、再度、その辺の適材適所を考えながら、必要な課については優先的にあてがい、また比較的后年に予想されます事業計画を持つ課につきましてはその辺をちょっと調整するという形で、何とかその辺をやりくりしていきたいと考えております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 市長とあわせて、田中部長の方からご答弁をいただきました。

當麻庁舎の耐震診断後のことで、私、やはりある程度結果が予想されるわけでありましてから、国の財政政策に機敏に対応すべく議論を早めて、やはり一定の方向性を打ち出していくべきだろうと思います。ぜひその議論の中に、本財政計画の中身が活用できるかどうかも含め早く情報を収集し、その対応を急いでいただきたいと思っております。

人事政策、あるいは専門的な職員の確保・養成についてでありますけれども、人事政策については、今、部長が申されました。平成24年度に22名を採用すると。2名足りない分についてはどうするかというのは言及ありませんでしたけれども、あとの平成24年度以降のことについては今後考えていきたい。このようにお答えになりました。それでいいですね。

赤井委員長 部長。

田中企画部長 企画部の田中でございます。

平成24年度以降の採用計画につきましては、先ほど申しましたように、特例債の延伸等、いろいろ諸事情がございますので、弾力的に考えていきたいということで、まとめさせていただきます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 部長の方から改めてご答弁をいただきました。合併特例債等の延伸が予定される、そういう情勢の変化の中で、改めて人事政策を考える。これは私は歓迎するものです。

平成24年度に多くの採用をし、結果として後年度に採用をしない年が出てくるというようなことになったら、これまた市役所の事務事業の円滑な推進、執行ということからすれば、非常に問題が出てくるのではないかと危惧をしていたわけでありますけれども、その点でこのただいまの田中部長の答弁を評価をし、今、私が申しましたように、やはり連続性のある、継続性のある採用、人事計画をつくっていただきたい、このように思います。

そして改めて、現状の地方自治体の事務事業がたくさんふえてくる中で、職員の全体の能力、資質を引き上げる、そういう研修と合わせて、資格ある職員の養成を、具体的にどういふ専門職をいつまでに何人確保、養成をするかという計画を、ぜひつくっていただいて、取り組んでいただくことを求めています。

以上です。

赤井委員長 それでは、暫時休憩に入ります。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時27分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

溝口委員。

溝口委員 36ページの、コンビニ収納のサービス導入手数料ということで計上されてるんですが、具体的に要するに収納できる項目、要するに税とかいろいろな手数料とか、それをちょっと紹介していただきたい。

赤井委員長 課長。

邨田収納促進課長 今のご質問でございますが、コンビニ収納できるのは税、つまり市・県民税の普徴分でございます。それから軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、それから介護保険料、後期高齢者医療保険料、それから保育料、以上をコンビニ収納対応としてさせていただいております。

赤井委員長 ほかに。

辻村委員。

辻村委員 それでは、40ページの8目の15節工事請負費についてお伺いします。この148万2,000円というのは、この駅前駐輪場の防犯監視事業ということと思うんですけども、その詳細をちょっと教えていただきたいです。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。

ただ今の辻村委員のご質問でございますが、駅前駐輪場防犯監視事業といたしまして、高田警察署の方から、駅前周辺において自転車やミニバイクが盗難などに遭うケースなど、市民に身近な犯罪の発生が高水準で推移しておりますことから、警察といたしまして、犯罪の予防と拡大防止を図るための施策を推進する防犯カメラを近鉄新庄駅前駐輪場と、JR大和新庄駅駐輪場の2カ所に設置を要望されておるところでございます。

そうしたことから、その防犯カメラの内容ということでございますが、カラーカメラ、またハードディスク、カメラガイドライブユニット、収納箱取付金具、ケーブル配管工事、危機調整費等諸経費を合わせまして、近鉄新庄駅前におきましては85万8,000円を、またJR大和新庄駅におきましては62万4,000円を、合わせまして148万2,000円という予算の要求でございます。よろしく申し上げます。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。今、お聞きしましたら、近鉄新庄駅とJR新庄駅ということで、かなりの盗難があるかと思われるんですけども、葛城市内にはほかあと5駅あるかと思うんですけども、そのほかの駅の駐輪場の状況はどういうふうになっているか、お聞かせください。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。

駐輪場の運営管理につきましては、日ごろはふれあい作業所、また社会福祉協議会等におきまして、週1度の清掃及び管理をしていただいております。そうした中で自転車につきましては、盗難ということに関しては直接市役所の方にはございませんですけども、警察の方へお問い合わせをされてるということでございました。

最近の状態、駐輪場の管理ということで、自転車が乗れなくなったりとかしてたくさん置いておられたとか、それがタイヤがとれてる、ハンドルがない、またはパンクした状態でさびた状態になると。そういうものがたくさんございました。

平成23年度におきましても60台と103台、合わせて163台の自転車を市の方におきまして処分させていただいたりしたところございまして、盗難ということに関してはなかなか見えにくい部分がございますのやけれども、警察の生活安全課の方から、そういう通報がたくさんあって、高田地区として取り組むという形の中で、大和高田市においてはもう既に防犯カメラによる監視業務をされております。御所市におきましては3台、今回3カ所を予定されております。葛城市においては2カ所をという形の中で、計画をさせていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。そうしましたら、2カ所の駅に関しては防犯カメラを設置というふうに、今、おっしゃったんですけども、残りの駅に関しての防犯カメラの設置とかはご検討していただいているのでしょうか。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 残りの駐輪場におきましては、今後高田警察との情報交換の中で、必要であれば

順次整備させていただくように検討したいと思います。

以上でございます。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 関連になるんですが、この防犯灯の設置ですね。一言も出てなかったのは、地元要望という言葉じゃなくて、高田警察署において要望があった、設置します。これって普通、高田警察なり県警の予算をもって何ぼか出すから、葛城市協力してほしいと。そこで葛城市も協力して設置するというべきものじゃないんですか。本来市民の安全・安心を推進する、守っていくべきこの事業において、警察がしてくれと言うたんですのやと。これ、全額市ですね。変な言い方したら、県は口出すだけ。やるのと金出すのは葛城市。それで事業していただけるなら、ほかの事業もこういう形はないでしょうね。葛城市がやりますねん、金出しますねん、言われたのは警察ですねん。

この事業、私も聞かれる前に聞こう思ったんですわ。近鉄新庄駅に2基、JR新庄駅1基。ええことやな。ちょっと待てよ。金の出どころどこよって。地元要望。まあ葛城市40万円か出して、一番住民の世帯数が多い、人口の多い北花内、あるいはまた大字新庄、また笛堂方面から自転車、徒歩で来られて、自転車でJRに来られて置いとかれる。被害遭われた。この方の財産守るの葛城市ですよ。言われたところは高田警察。そしたらこれは高田警察があそこへ何々してください言われたら、これに準じた行動、葛城市起こすんですか。市民要望より先ですか。ちょっとひっかかったんですね。

普通何ぼか出してくれませんか、うちも協力するんですよ。だからこれつくるんですわ。今、辻村委員がおっしゃったように、ほかの駅の方どうされるんですか。要望あればします。要望が高田警察ですか、市民ないんですか。何か、私、聞いているの間違いですか。ちょっとそこ、怒ってないです。腑に落ちないんです。何か答弁ありますか。

赤井委員長 市長。

山下市長 どのあたりを普通というのか、私にもちょっと基準がわからないですけれども、ただ今回のことに関しまして防犯灯の設置、これは1つには、一義的には自転車盗がふえてるということがあります。それとともに、近鉄の新庄駅の駐輪場の向こう側にも公園があるということと、JRの新庄駅のところもわりと広く広場があるということで、若い人たちが集まったりする危険性が非常に高いと。そこでどういうことが、犯罪が起こるかもしれない。その防止のために市も協力をしてくれというお話がありました。

他の駅についてもどうでしょうかというお話をさせていただいたんです。駐輪場の置かれてる場所であったりとか、あと目隠しがある、ないというような状況の中で、高田警察としては近鉄新庄駅とJRの新庄駅、この2駅が当面その危険性、可能性が高いんだというお話でございました。

警察としては予算を持っておられるわけではないので、各市町村にそういう協力を依頼すると。検討してくれという要望書をいただいた上で、葛城市としてもこれは庁議にかけたのかな。検討をした上で、それはやってくれ言う方がお金を持つのが本当やないかというこ

ともあるかわかりませんが、予算を持ってないところがございますから、行政としても、住民の皆さんの安全の確保のために協力をさせていただこうということでやっておりますので、そのあたりはご理解をいただきたいと思います。

犯罪の発生の可能性を軽減させる、いわばブロークンウインドウという理論とかってあるわけでございますけども、できるだけ壊れた自転車とかそういうものを少なくしていきながら、整然と自転車が並んでる状況をつくっていく、ごみを少なくしていく、また暗闇を少なくしていくとか、人目にできるだけさらせるようにしていくとか、そういう努力を重ねることで、犯罪の発生率を低めていくというか、高めない。そういうことに行政としても協力をしていくということですので、とりあえず今回の導入になりましたけれども、今後また高田警察と協議をしながら、他の駅なり、またそういう人が集まりそうなところで犯罪発生が抑えられるような場所があれば、そういうところも含めて検討もしていきたいと思っております。

そういうことでございますので、際限なくこれをつけていけばうちの財政もやはりしんどくなってしまうので、必要最低限のところにつけていくということをご理解いただきたいと思っております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。変な言葉で言うて、警察言うたらつけるんかいというような言葉のニュアンスにとられたと思うんですが、そうじゃなくて、予算執行上問題あるんかわかりませんが、もし警察が100出してくれたら葛城市50出して任意なところ3つ、この駅にもプラス防犯、犯罪の抑止効果をねらえるものであれば、そういう形を推進していただきたいという思いを込めた分の質問でした。

それと、これって俗に言う即応態勢のカメラじゃないですよ。その分だけちょっとお聞きしたいです。即応態勢ってわかりますか。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

今回設置を計画させていただいております防犯カメラにつきましては、レーザーディスクに録画しておきまして、犯罪などが発生した場合において、警察機関で中身を見ていただくということでございまして、モニターというものについては考えておりません。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。ちょっとひょっとして、いや、これ、俗に言うテレビカメラと言うたら、1人の監視員なりが見て、しょっちゅう24時間じゃないけど、ある程度の時間までは昼間は見て、夜は録画という形にするのかな、それとももう状況証拠を確認する警察の捜査資料としての定記録としてこれを設置するということの確認だけしたかったです。

以上です。終わります。

赤井委員長 寺田副委員長。

寺田副委員長 済みません。今の関連ですが、ちょっと市長にお願いしたいんですけど、これ、駅7カ所あるんですな。そのうちお金取ってるとこと取ってないところあるでしょう。今、問題

が起こってるのは、お金取ってないところが問題が起こると。盗難とかいろいろ悪いと。子どもの遊び場にもなるとし、悪いと。お金いただいてるところはそんなことないんか、あるんか。防犯カメラつけるような理由があるのかないのか、それ、ちょっと後でまた市長よろしく。担当者にちょっとお聞きしたいと思うんですが。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

現在のところ、尺土駅におきましては、近鉄関連の子会社が管理されておりますけれども、自転車を置かれててとりにこられないというようなことでの防犯登録などの照会、こうしたものはございます。しかし、なくなったというご連絡はいただいてもおりません。また磐城駅につきましては、市がじかにシルバー人材等で雇用いたしまして管理をさせていただいておりますが、今のところなくなったというようなことは聞いておりません。

以上でございます。

赤井委員長 寺田副委員長。

寺田副委員長 いやその2つだけやろ。まだ上に2つあるやん。当麻寺も二上神社口も。その説明。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 当麻寺駅前駐輪場といたしましては3カ所ございまして、また二上神社口駅にも2カ所開設させていただいておりますけれども、そうしたところでの盗難ということに対しての届けは、今のところ聞いておりません。

以上でございます。

赤井委員長 寺田副委員長。

寺田副委員長 そうしたら今の話総合すると、お金いただいてるところは盗難ないということでしょうか。要するに現状のまま放置してるから盗難できる可能性がある、あるいは若者の遊び場になったということですやん。それを市長に聞きたいんですが、今後、おんなじ方向でやっていく気持ちがあるのかないのか。このままの状態、盗難の防犯のカメラだけつけて、そのまま置いとくんかということ、今後のためにお聞きしたいと思いますが、どうですか。

赤井委員長 市長。

山下市長 先ほど申しましたように、盗難だけが目的ではないということでございます。この近鉄新庄駅の前、先ほど言いましたように奥に公園があったり、人が集まれる状況があるということでございますので、そういう状況や、JR新庄駅の広い状況、そういうところも含めて、警察の方から危険の防止のために、犯罪抑制のためにつけていただきたいということがあったわけでございます。

自転車の駐輪場の話はまた別の話だと思いますけれども、今後駐輪場の整備については、これからも検討していく中で、住民の利便性をどのような中で確保して、有料でやるべきなのか、またそれとも今のままでいけるのか、そのようなことも含めて検討してまいりたいと思っております。

赤井委員長 寺田副委員長。

寺田副委員長 そういうことで、ぜひ検討していただきたい。といいますのは、例えばある駅につき

ましては、市外の人たちが非常にようけ持ってきておると。乗り捨ててまた電車に乗って行かはるといふことも聞き置きしてますので、市外の市長さんとも話し合いながら、これ、スムーズにいけるように、今の状態でいくのでしたらちゃんとやっていただかんと、葛城市が何ぼ一生懸命してたかて、隣の市がそういうことでどんどん来たらどうにもなりませんので、そことも話をしながら、今後の対応策きっちり考えていただきたい。これは早いこと、早急に結論を出していただきたいと思ひますので、そういう要望しときます。

以上でございます。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 今回の条例の新設に絡んで、質問を1点しておきたいと思ひます。

議第4号で、要するに市会議員及び市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定がなされました。今回、今年予定されてるのは市長選挙なんですが、これに絡む市長選挙の経費の中で、どれぐらいの額が、この条例改正に伴う金額として計上されてるのかを紹介、お願いしたい。

赤井委員長 課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。ただいま溝口委員から、市長選挙費の中における選挙公報の占める額でございます。

まず、需用費444万3,000円のうちの印刷製本費の中に、選挙公報の分が含まれております。予算的には単価30円の1万5,000枚ということで、選挙公報に係る用紙印刷として45万円を見込んでおるところでございます。それに加えて、この選挙公報、限られた期間内に配布せねばなりません。日曜日選挙ということであれば金曜日中には配布という限られた期間内で、しかも早く迅速に届けるということにかかります配布の委託料として16万1,000円。これは委託料266万7,000円のうちにその分が入っておりまして、選挙公報にかかる費用といたしまして、合計61万1,000円を見ておるといふ内容でございます。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 今の条例新設に伴う歳出、要するに歳出に絡む予算額61万1,000円ということで理解いたしました。

もう1点お聞きしたいんですが、先ほど午前中の審議の中で、いろいろ職員の研修及び人材活用、それから今後新人に対する配慮、そして職員採用の問題、いろいろ出てきておりました。

実は私はある市民の方から投書をいただきまして、この投書の中に、要するに市当局へこの投書の内容は1度出したと。しかし、その後改善されていないということで、議員の力で追及をお願いしますという依頼の投書です。

これ、どういうことかといひますと、個人情報絡みからはっきり言えませんが、少なくとも職員の中で、要するに業務就業規則等々の違反があるということで、これらの管理についてどのようにされているのかと。それを受けて、どのような措置を講じてきたかといふこ

とを、これ、実はもうこういった情報は市当局にはお知らせしてるんですが、この文面から言いますと追及をお願いしますというふうになってますので、私は予算委員会の中で、午前中の関連として、こういったことが本当に事実としてあるのかどうか。

要するに市民の皆さんに映る職員の方たちの行動と、それから、いや、職員がみずから就業規則の中でとっている行動との誤解があってはいけませんので、はっきりこのあたりをお聞きしたいと思います。これらの情報が入っている事実はあるのか、これが1点。じゃあ、その事実を受けて何らかの措置を行ったのか。これが2点。今後こういったことが市民の皆様から投書のような形で出されないためにはどのようにやっていこうと思われてるのか、これ、3点をお聞きしたいと思います。

赤井委員長 部長。

田中企画部長 ただいまの溝口委員のご質問でございます。この件につきましては、以前そういった投書的なものがあったということは事実でございます。

これにつきまして全般的なお話をしますと、いろいろこういう投書の方が市民の方からございまして、それにつきましてはまず事実確認としまして、もちろん匿名であったり記名をされてる方もおられるわけなんですけども、やはり当人を呼んで、そういった人事担当あるいは部署所属長等交えて、いろいろな事実確認の方をさせていただきます。事実確認の中で、本人が言っておるいろいろな事実につきまして、やはり根拠となるべきいろいろな資料等をまず集めさせていただいて、内部は内部の方でやはり検証の方をしております。

そういうことで、一般的にはそういう流れで、もし改めるべきものがあれば、即その本人の方に厳重注意をしますし、またそれが職務上やはり遵守事項に反している場合がございますら、やはり懲罰委員会等、内部でございますので、その辺にかけて厳正に対処をしております。

ただいまのご指摘の件でございますが、これにつきましてもやはり本人を交えまして事実確認をいたしますとともに、そういったいろいろな状況となるような資料の方を集めて、その辺の確認をさせていただきました。内部調査としましては、匿名で出されておられる方の事実と照らし合わせた結果、特に問題はなかったということが判明しております。

しかしご指摘のように、たとえ匿名であろうとも、こういう投書なりそういったものが入ることになりましたら、やはりこの辺は人事上問題ございますので、改めてその辺の法令遵守なりあるいは服務規律等を厳重に今後遵守するように、研修等行ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 今、人事担当の部長から説明があったんですが、要するに事実はあったと。しかし事実確認の結果、職務規定違反にも及ばなかったということではないんですね。

赤井委員長 部長。

田中企画部長 済みません。誤解を招くような発言をしまして申しわけございません。そういう投書がございまして、それに対してこちらの方で事実確認をしたということでございます。そういう事実はございませんでした。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そうすると、私、このはがきをいただいた方、これは匿名ですので答えることができませんが、何らかの要するに議員の職務として追及をお願いしますということになってますので、何らかの形でこたえなければいけないと思うんです。では、これは事実はなかったということとで、もう一度確認しますが、いいんですね。

赤井委員長 部長。

田中企画部長 再度お答えいたします。こういう事実はございませんでした。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 今後、こういった投書が出てくるということ自体も、これは疑義的、疑わしい行動になるかもわかりませんし、それを事実とは認められないという行政側の判断ですから、これ以上追及はできませんが、しかしこういった投書が出るということ自体、やはり体制、その綱紀粛正をするとか、いろいろ過去に新聞ざたになったようなケースもありますから、当然ながら気を引き締めるような措置は、ぜひともこの予算委員会でこういう発言をしなければいけない事態になったこと自体を重く受けとめていただきたいと思います。

それと市のこの体制の中で、コンプライアンスに関する教育というのはどのようにされてるんですか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

まず、新規採用職員の場合でございますけれども、事前に職員規定あるいは公務員法、あるいは懲罰関係につきまして十分説明をさせていただいた上で、職務についていただくようにしております。また職員につきましても、日ごろから綱紀の粛正につきましてはサイボウズなどを通じまして十分周知しているところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 念を押すようではございますけれども、当予算委員会でこういったことが議会の議員の方からあったという事実を、やはりいい機会ですので、全員にメールが行くのであれば、メールで通達をするなりして、しっかりとやはりコンプライアンスを守っていく。これはもうコンプライアンスなんてというのは行政が先生にならなあかん分野のことなので、ぜひとも通達等を行っていただきたい。要望して終わります。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 済みません。ちょっと今の溝口委員の質問に対する答弁に関連しますんですが、時間年次休暇ってまだ存続してますよね。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

年休の単位は時間の年休もでございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 この場合、仮の時間言います。午後2時から午後4時、2時間の時間年次休暇取得します。この場合、2時前にタイムコーダーを一旦打刻しますね。そして出勤してから、出勤して4時までに打刻しますよね。2時間年次休暇をとる原則です。これ、この時間帯において、仮にその年次休暇をとるべき人間がほかの場所にいておって、勤務場所に行けなかった。それを第三者が見とった場合に、こういう事実があるということ把握されてますか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 年次休暇と申すのは所属長の権限で出しております。したがって、2時間の年次休暇でございますけれども、2時から4時までと申すと、やはり2時と4時の間でタイムカードを押していただかなくてはならないと考えておるところでございます。その間の年次休暇の動向につきましては、所属長が把握の上、適正な指導をしていただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。通常、部下を監視するのは上司ですよ。自分の上司を監視するのはだれですか、という変な意味の質問を含んでるんですね。というのは、1つの業務において自分の上司が時間中いなくなった。そのときに、どこへ行った、わからん。5分10分なら許せます。その時間が1時間、1時間以上に及んだ時間、その職場におらなくて、別のところでほかの行動をしておったような事実がもしあるとしたら、これでタイムカードの打刻がなければ、以前問題になったようなことが起こってるわけですよ。

そこでお聞きします。タイムカードを機械打刻以外に手書きで最近まだ存続してますか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 どうしても人間のすることですので、押し忘れという場合もたまに出まいます。その場合は、手書きで記入をしておりますので、その場合は所属長の確認印を押した上で、手書きのタイムカードの記入をさせていただいているところでございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかります。所属長の確認ですよ。所属長の所属長の確認とれない場合は、どこをもって確認されますか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

まず、例えば課長がその押し忘れを行いますと、担当部長ということになります。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。この質問はこれぐらいでとめておきます。というのは、今、おっしゃったような答弁の仕方というのか、人事担当課長がおっしゃっているのは、通常文書に書いてあるとおりの答弁だと思います。現実において、私が質問させてもらっておりますこと、葛城市にはないように、また手書きのタイムカード、機械打刻じゃなくて手書きのタイムカードが、

その職場における上司という呼び方をされる方にある場合については、部下の確認をとっていただけますか。変なお願いなんです。

確かにこの時間おらんかってんけど打刻せんかった。課長、部長、だれそれさん、おられなかったので手書きしたという逆の監視です。上から下への監視は世間通常できます。だけど、下から上への監視は難しいと思います。下といたらおかしい表現ですが、下の者が上の者を監視するにはそれ相応の腹は要ります。それをあえてしてほしいんです。その危険性がはらんでおるのか、もしそれが現実には起こったときは大きな問題となりますので、これについては答弁結構です。よろしく願いしておきます。

赤井委員長 市長。

山下市長 今、おっしゃってることがどのようなことなのか分からない、いろいろな可能性を含めておっしゃっているんだろうと思います。確かに340名職員がおり、それぞれ個々の能力に応じて仕事をしております。その中で就業規則に従って休暇をとったりやっておるわけでございますけれども、その中で適切でないというような行動が発生をしないように、しっかりと職員の管理をしろというご提言であろうというふうに思います。

先ほどから溝口委員もおっしゃっているように、しっかりと我々もかぶとの緒を締めて、住民の皆様から見られても、やはり葛城市の市役所の職員は立派であると思っただけのような就業体制をしけるように努力をしまいたいと思っております。まだ足りないところもあろうかと思っておりますけれども、いろいろと教えていただきながら進んでまいりたいと思っております。またいろいろとご注意いただけたら幸いかと思っております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 答弁結構ですと言いましたんですが、市長の方から、私、質問させていただいた内容についての思いとか理解の仕方、その通りの言葉をいただきましたかったので、ありがとうございます。

赤井委員長 ほかに。

吉村委員。

吉村委員 39ページの自治振興費の中の需用費の修繕料について、ちょっとお伺いしたいと思います。その内容をちょっとお示してください。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。

この自治振興費の中の修繕料でございますが、私ども企画政策課で所管しております公共バスのいわゆる修繕料という部分が、このうちの74万2,000円でございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 説明不足で申しわけございません。この需用費の中の修繕料119万2,000円のうち、私どもで所管しておりますバスの修繕料ということで、車検代なり急きよの修繕料なりで、74万2,000円を見ております。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課菊江でございます。

修繕料の残りにつきましては街灯の修繕料でございます。

以上でございます。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 残りということは、かなりの金額ですけれども、街灯って普通の街灯ですか。白鳳灯ですか。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 當麻地区に、また疋田2カ所についております白鳳灯の修繕でございます。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 これ、毎年、今、120万円ずつあがっているの、それはこの内訳と同じ用途と考えていいんですか。バスの修繕と街灯の分とというふうに。

それで、白鳳灯なんですけれども、これ地区限定で設置なさってますよね。修繕費全額ということになってると思うんですけれども、これを今度どうなさるのか。それは市長に聞かないとわからないかもしれませんけれども、だいぶ老朽化もだんだんしてくるわけですから、これはもちろん外注になりますね。その場合続けていかれるのかどうするのか、そのところちょっと伺っておきたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 今後、どの程度老朽化して修理が必要になってくるのかということも、また見ていきながら、まだ在庫もあるようでございますけれども、そのあたり見ていきながら、継続していくのか、どうしていくのかということは検討してまいりたいと思っております。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 そうするともう1件、修繕費といいますけれど、普通の街灯の修繕は何%か大字持ちなんですかね。白鳳灯の方は、今、市が全額修繕ですね。それはそのまま補助の割合もそのままいかれるわけですかね。今後、市長、どうなんでしょうか。

赤井委員長 市長。

山下市長 今のところ、そのまま継続していこうということで計上させていただいてます。またいろいろな議論があるのであれば、また教えていただきながら、検討の材料にしていきたいと思っております。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 他の委員の関連質問を含めてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

若干前後いたしますけれども、37ページ、38ページに戻ります。5目の電子計算費、さらに6目の地域情報化推進費ということでお伺いしておきたいと思っております。

この間、電算システムの共同化事業に取り組んできて、新年度初めてこの使用料を含めて、具体的に運用が始まるということになってきているわけでありまして。そこで、この間委託料

なり使用料において、電算委託料あるいはそのソフトの使用料、あるいは電算機器賃借料、この点が共同化事業等によってどのように改善、経費の削減になっているのか、具体的にお伺いをしておきたい、このように思います。

それから地域情報化推進費という形で、この間いろいろ取り組んできているわけでありまして、このことによって行政内部、あるいは国から県、やはり市町村でも事務事業が電子化をされて随分と効率化をされてきているわけでありまして。その効率化されたことが、どのように市民に活かされているのかということ、というのが第1点と、そういうイントラネットシステムということで取り組んできたわけでありまして、こういう電子化そのものが、そのことによってどれほど市民が利用できる、そういう事業になってきているのか。それらの事業が当初計画していた効果が実際にあらわれてきているのか。イントラネットシステムの整備事業等が定着をしてくれているのか。こういう点をお伺いしておきたいと思っております。

赤井委員長 課長。

米井情報推進課長 情報推進課の米井でございます。よろしくお願いいたします。

今のご質問に関してですが、共同化によりましての具体的な削減ということでございます。予算上、電子計算機の費用につきましては、前年度に比しまして2,193万8,000円という減額になっております。そういう形の減額という形の中ですが、基本的には共同化による減額といたしまして、各課分の保守費というのがございまして、これで1,800万円の減額というのが具体的にございました。これはうちの電子計算費の中には入っておりません。各課で持っております保守料が1,800万円の減額という形になっております。情報化推進課分で幾らなのかということなんですけれども、それにつきましては4,212万3,000円の減額となり、全体としては6,014万5,000円の減額ということになっております。

情報化推進費の方の電子計算費、これの主な減額の方なんですけれども、共同化関係で先ほど申しました4,212万2,000万円の減額。その内容につきましては、データ移行費で3,416万7,000円、住基の外注作成が48万円、バースター・空調機の減額が78万3,000円。それと、共同化いたしましたので、機器の保守、システム保守料がなくなりましたので、機器の保守料166万2,000円、住基のパッケージ保守の503万円というのが減額になっております。

それから、地域情報化による効率化されたことによって、市民にどう活かされているのかということなんですけれども、一番目に見えて市民の方に提供しているサービスと申し上げますのは、汎用受付システム、いわゆる県と市町村が共同で運用しております受付システムがございまして。これは施設管理を當麻スポーツセンター、新庄の方という形で、現在5月の当初から、市民に対してネット予約という形で予約ができるような形でサービスを提供しております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 課長から答弁いただきましたけれども、非常にわかりにくいなと思われました。削減する部分はわかるんですけれども、その使用料等またふえてくるわけですから、削減分が幾らで、そ

の施設・設備を使っていくための使用料は幾らになるんだということで、対比しながら説明をしてもらわないと、予算上では前年度と比較してみますと、13節委託料で電算委託料が平成23年度は4,517万9,000円あったものが、新年度の予算では95万1,000円になっている。こういうことがそのまま減額につながっているのかということですね。

それから、14節の使用料及び賃借料では、このソフトの使用料が平成23年度の予算では1,139万3,000円であったものが、4,408万6,000円になっているわけですね。ここはふえている。さらに、電算機器賃借料が、平成23年度が1,158万3,000円から262万6,000円に減ってきているということになっているわけでありまして。ここら辺がやはり大きな変化だと思うわけです。

これはそれぞれ各課にまたがって、これは当然削減効果が出ているのではないかと思うわけでありまして、この電子計算費あるいは地域情報化推進費の中で、わかるようにご説明をいただきたいと思います。

イントラネットシステムについてでありますけれども、この間、施設の使用等、住民自身がそういうサービスを利用して予約をすとか、空き状況を見るとき、そういうことをするわけですが、それについて、どれほどアクセスがあって活用されているか、具体的にお答えをいただきたい。どういうサービスをどれほどアクセスされているのか、お答えいただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

米井情報推進課長 情報推進課の米井と申します。

削減の主な内容なんですけれども、具体的には前年度よりも減額といたしましては、共同化に関するもので4,212万2,000円。この内容につきましては先ほど申し上げました。ほとんどはデータ移行費3,416万7,000円によります。あと、先ほど申しましたように外注作成、サーバーとか空調、いわゆる共同化にともなって要らなくなったものがこの中に含まれております。その他契約差額、単年度事業の減等がございましたので、前年度減額として5,503万2,000円ということになります。

対して増額の方なんですけれども、今、委員の方からご指摘がありました共同化システムの利用料、これが平成23年度は3カ月分計上いたしておりましたが、平成24年度につきましては丸々12カ月分を計上いたしまして、その差3,267万4,000円ということになります。

これを含む増減額の計は3,309万4,000円となります。電子計算機の差額、最終的には2,193万8,000円と、先ほど申し上げた総額の減という形になります。

それからもう1点、汎用システムの実績でございます。今年の5月より稼働いたしまして、現状9件、新庄スポーツセンター3件、當麻スポーツセンター6件という形の施設予約がございました。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 改めて課長の方からご答弁をいただきました。そういう形で差し引きをきちっと増の分、減の分をきちっと出していただいて、そしてこれだけの削減額になるんだということでお示

しいただければ理解しやすいわけで、改めてその点は、その成果を具体的にわかる資料において資料提出していただきたい。委員長にお願いをしておきたいと思います。

さらに、このイントラネットシステムの活用の状況でありますけれども、5月からということで、これはその程度のものでらうというふうには思います。この間、私、この地域イントラについて、本当に鳴り物入りで取り組んできたわけでありましてけれども、実際に市民が具体的にアクセスをし活用できる、こういう状況にはなかなか至ってこなかったというのがこの結論ではないのかと思います。

やはりそういうサービスそのものが本当に拡大をしていく中で、どれだけ市民の皆さんに知っていただいて活用していただけるかというサービスをやはりきちっと住民の皆さんのご意見、ご要望を聞いて活用していただいていくというふうにしていかなきゃならないということが第1点。

もう1点は、やはり私どもの年代以上になりますと、なかなかこのIT・インターネットはじめ、アナログですから、私も挑戦していますけれどもなかなか活用しきれないという部分があるんです。そういう人たちに、いかに今日の情報化時代に対応できるような施策を、やはり行政自身がどう取り組んでいくかということが求められる。これからどんどん進んでいくと思うんですね。ところが市民の皆さん自身がなかなかついていけないという状況では、そういうサービスそのものが生きていかないわけですから、これが生きていくように、やはり取り組んでいただくということが必要です。

この間、端末を庁舎や主要な公共施設に置いていますが、実際に利用されているという状況は、市のホームページを見るくらいでしたらあれでしょうけれど、なかなか進んでいないのではないかと思います。具体的にはそういう情報そのものが引き出せない人たちに、どのように対応していくのかということをややはり常に所管は考えてもらわなきゃならないと思います。この点を強調しておいて、次の質問に行きましょうか。

赤井委員長 はい。

白石委員 それでは次に、若干進みますけれども、40ページの19節負担金補助及び交付金、街灯等整備事業補助金。これは関連質問になります。

新年度の250万円の事業の内容についてはお伺いをいたしました。その中で、いわゆる大字間の街灯の設置について、40カ所でしたか。2万5,000円ですから100万円の予算措置がされているということです。

これについては大字間、いわゆる100メートルということなんですね。これは100メートル以上この大字間があいている分については、街灯の設置については2万5,000円までは市が責任持ちましょう。それ以上の分については、その以上の分の2分の1を持ちましょうという要綱であったと思うんです。

私は常々、住民の安全、健康及び福祉を保持すること、これはやはり葛城市の市の仕事ではないのかということで議論をしてみました。先ほど来、市がやるべき仕事、団体や個人でやっていかなきゃならない、お手伝いをしてもらわなきゃならない仕事、こういうことをきちっと峻別してやるべきだと、こうも言いました。

私は大字間、いわゆる100メートル、100メートルとは、これはなぜ100メートルなのかまた聞きたいなと思うんですけれども、それはきちっとはかって100メートルにしてるのか。この道路をこうやって100メートルにしてるのかそこはわかりませんが、大字間という概念ですね。それをお聞きしたいと思いますけれども、そういうところだからこそ、市が責任を持ってやるべきなんです。

私はその大字の中、そういうところは、それはやはり大字の皆さんが本当にこれはやはり必要やなということで、ほなつけようかというところは協力してもらったらいと思うんです。それこそ協力してもらったらい。やはり大字間。いわゆる通勤通学、買い物に行かれる、そういうところこそ、やはり市が責任を持ってやるべき仕事ではないか。これをもっと2分の1と言わず、全額でやってきたこともあるわけですから、やはりきちっと要綱で改善をする。そのことをこれまで私要望してきたわけでありましてけれども、全くこの本予算では前進していないと思うんですが、いかがお考えか、お伺いしたいと思います。

赤井委員長 課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。

ただいまの白石委員のご質問でございますけれども、一応街灯の補助事業につきましては、補助対象経費5万円という形の中で、おっしゃっていただきましたように補助対象経費内におきましては2分の1、大字内においては補助させていただく。また大字間につきましては、実際に通学路等もございますですけれども、家が周辺にないということから、やはり費用負担を大きくしていただくということで、補助対象経費の範囲、結局2万5,000円から超える5万円までの部分について2分の1を補助するということになりますので、3万7,500円ということになりまして、あわせてポールと街灯をつけた場合には7万5,000円を補助させていただいておるところでございます。

また大字間におきましては、実際にご利用になる大字と、またつけたものの実際に利用しない大字、そういうところがございまして、種々検討してまいりまして、隣接する大字におきましても要望があったときには、かかる街灯の設置すべき大字の区長様とご相談をさせていただいた中で、大字間という形の中で推進させていただきたいということでもまいっておるところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

また、平成23年度におきましては、古くなった街灯について取りかえにかかるということになれば大字の負担になりますので、そうしたことで取りかえにかかる費用を蛍光灯にあつては5,000円、また蛍光灯以外のLEDと水銀灯につきましては1万円を補助させていただこうと、いろいろなご意見を拝聴しておる中で検討いたしまして、そうした部分での見解をさせていただきたいということでございますので、よろしくお願いたします。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 課長から改めてご答弁をいただきました。やはり、とりわけ大字間ですね。いわゆる通勤通学道路であったり、買い物に行かれるとか、いろいろな用事に行かれるときに使われる大字、いわゆる集落外のやはり設置なんですね。これはなかなか大字の皆さん、「何でこんなところやのに、うち出さないかんねん」という声が出てくるわけですから、それは大字区民

が通らない道を「あんたのところで」言うたら、それは押し合いというか、そういうことになってくると思うんです。

私はさっきも言ったように、そういう本当に不特定多数の人が通勤通学、買い物に使う道路こそ、市が責任を持ってやはりやるべきだと思うんです。これはね。そんなところのないするんですか。地元の大字の要望が出てこなかったらやらないということであれば、これはできないじゃないですか。これは大字要望待ってて、こんなんできるはずがない。地域人が通学路はどこにあるかっていうのはわかってるわけですから、近鉄の新庄駅、あるいは当麻寺駅、ここに行くためには大体どの道路を通っていくのかというのはわかるわけですから、もちろん大字要望も大事ですけども、こちらから大字に行って、住民の皆様が実際に大字内ではないけれども必要であるかどうか、やはり意見・要望を聞いて、これはもう市長も言わはるよにやはり限られた財源ですから、市が計画的に街灯を設置していく。

私が見る限りでも、山麓地域の街灯の設置の状況というのは非常に不十分だと思います。通学路であり、通勤もする。お年寄りはそのこそ自転車を押して歩いて行き帰りをしなきゃならない。そういうところはやはりまだまだ残されているわけでありまして。そういうところはやはり計画的に整備をしていくということが、市の責任としてやるべきです。そこがはっきりしないから、やはり大字の区長さんからの要望があって初めてどうしようか、ああしようかという話になってる。

行政としての責任をやはり全うしていくと、安全・安心のまちづくりをしていくという立場で私は仕事をしていただきたいということを述べておきます。また来年になりましょうか、今年中の決算になりましょうか、議論せないかんわけですから、その対応策をきちっと答弁できるようにしておいていただきたい、このように思います。

赤井委員長 ほかに。

白石委員 ないの。なかったらいきますよ。

赤井委員長 はい。

白石委員 次に、同じく19節の40ページですね。負担金補助及び交付金であります。自治功労者会補助金あるいは勤労者会補助金、さらにまちづくり事業一括交付金という形で、それぞれ8万円、28万円、4,457万円という予算が計上をされております。

ご承知のように、補助金というのはその公益上必要がある場合においては、第232条の2です。おくれました。寄附または補助をすることができます。公益上必要ある場合において寄附または補助ができるということでもあります。しかし、この解釈運用についてはどのようにされているかというのと、「自家の財力に余裕ある場合において始めて、他の事業を助成し、もつて自体の公益を増進せしめんとすること」、こういうことなんですね。

この「公益上必要ある場合」、必要がある、あるいは否か、それは大体これは当該団体といますから、長、市長が、あるいは議会が個々の事例に即して認定をするということになるわけでありましてけれども、これは、じゃあ、市長が議会がこの補助や寄附や補助金を支出する、自由に裁量できる権限があるのかというたら、そんなことはないということですね。全くの自由裁量行為ではありません。それはもう公益上やはり必要がある場合においてでき

るわけですから、それは全く市長や議会の自由裁量行為ではないわけです。客観的に公益上必要があると認められなければならない、こうなっているわけであります。

そういうことからしたら、私は市長が言われているように現下の厳しい経済情勢の中で、あるいはこれからますます財政状況が厳しくなる中で、今、3つの例を挙げましたけれども、大体ざっと目で葛城市の補助金について調べてみました。大体あわせて、もっとあるかもわかりませんね。私が予算書の中で見た中ではやはり52ぐらいの団体事業に補助を出している、支出をしているというわけですね。

その一番大きな支出が、まちづくり事業一括交付金4,457万円。次に大きいのが、これは社会福祉協議会に対する補助金4,305万8,000円。その他シルバー人材センター750万円とか、あるいは商工会800万円とか、体育協会280万円とか、それから小さな団体にも本当にきめ細かく補助金を支出をしているわけであります。

先ほど申しましたように、当然公益上必要な事業・団体に対する補助、これは当然認められることでしょう。しかしそれもやはり自家の財力に余裕がある場合において、初めて他の事業を助成をする。そのことによってみずからの利益になる、公益を増進することになるということなんですね。私は全体として見直していく必要があるのではないかと思います。補助事業に対する基準をやはり見直していく必要がある。構成員が何人いるのか、どういう公益に関する取り組みをされているのか、ちゃんと総会なりを開いて、予算決算をきちっとされているのか。どういう使い方をしているのかというのは、これはきちっと把握されるべきだと思うわけであります。この点について、やはり補助金を全体見直していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

赤井委員長 市長。

山下市長 ご意見ありがとうございます。またしっかりと、今現在、補助金、また交付金等を出しておる団体に対しまして、住民からお預かりをした税金を補助金として出させていただくわけでございますから、その団体の存在意義、またそれをしっかりと総会を開き、また活動の中で示していただけるようにこちらからも指導もし、また予算決算を出していただく中で、そういう話をしていけるようにしてまいりたいと思っております。

ただ、この補助金を出している団体、全体の見直し等々おっしゃっていただいているわけでございますけれども、そのことにつきましても、各時代ごとに必要となってくるものというのも変わってくるかもしれません。そういうことも含めて、執行している中でまた次年度等検討して、本当に必要かどうかということも含めて、担当者も含めて検討していき、どういう形の支出がいいのか、また補助の形がいいのかということも含めて議論をしていくべきであろうと思っております。

ただ、こういうまちづくりの一括交付金、地元の自治会の応援をしていくこと、住民自治というところで、どういう形で応援をさせていただくことがその理にかなっているのか、法にかなっているのかということも含めて、まだまだ我々も勉強していきながら、この支出に対しまして適切に指導していけるように努力をしてまいりたいと思っております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 市長からご答弁をいただきました。議論をしていく、検討していくということでもあります。

その議論の土台となるそれぞれの補助団体や事業の実態、これをやはりきちっと手のひらに乗せなければ議論が始まりません。そういう意味で、委員長、それぞれ補助団体、補助事業に対して、その構成員やその団体の、あるいは事業の目的、どういう公益に資する事業をされているのか、また予算や決算がきちっとされていて、その成果が市に対してちゃんと報告されているのかどうか。この点の資料を議会に出していただき、議会としても行政とあわせて議論検討をしてまいりたいと思います。委員長、よろしくお願いします。

そして、やはりまちづくり一括交付金、非常にこれは使い勝手がいいという形で、区長さん、大字の役員さん、喜ばれているというふうな、さっきの質疑に対して答弁がさっきの委員の質疑の中でありました。

私はこの国のいわば交付金、確かに補助金と違って交付金は、期間は短いですが、確かに使い勝手がいいというのはあります。しかしそれは、やはり都道府県市町村というのはちゃんとした地方自治法や財政法やそれぞれ法令の中で、財政規律を持ってちゃんとするわけですから、こういうものは使い勝手がいいのは当然です。しかし4,400万円、これは広報の配布費含めて一括して、積算根拠は確かに出されています。まちづくり事業、あるいは安全・安心のまちづくりに対する事業、そして一斉清掃の助成費。やはりこういう項目で積算はされてるけども、大字に渡したら、それはもうどう使っていただいても結構だということになるんですね。そういう認識でいいんですか。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。

ただいまのご質問の件でございますが、区長会の中でご説明させていただいたことでもございますが、使い勝手につきましては、補助の目的そのものは今までと全く変わりません。一括してお渡しするというところでございますので、使い勝手の方は今までと同じ、いわゆる大字の中のコミュニティ事業に対しての助成という形になります。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 コミュニティ事業と言っちゃいますと、あんまり漠としてきてよくわからないんですけども、もともとよくわからないところがあると。地域活性化活動事業相当分、安心・安全なまちづくり事業相当分、市内一斉清掃事業相当分、広報紙等配布事業相当分。それぞれ積算根拠は明らかであります。

これ、大体1世帯当たりどのぐらいになるかというて計算してみますと、3,400円ぐらいになるんですね。だから、私は広報紙等の配布事業相当分から判断してみますと、これ、1世帯あたり1,000円給付をしているわけです。県の補助金なんて知れてるんですね。160万円程度でしょうか。それに市は上乗せをして、これ、1,310万円。1世帯あたり1,000円ですね。もちろん、その地方自治体の事務を代行してもらっているというのはよくわかりますし、それぞれの大字で、この地域の特性を活かしたまちづくり連携事業をやっていくということでもありますけれども、私は大切に思うことは、本当にこの地域がみずから、今、とりわけ大き

な声で言われている、きずなとか連帯とか協働とか、こういうものをやはり財源も含めてつくり出していくということこそが、今、私は求められてるんじゃないかと思うわけです。

それが、それは確かに使い勝手がよくて喜んではる区長さんもうはりますけれども、これ何に使うたらええねんみたいな区長さんもやはりいるわけですね。小さな大字にとっても非常に貴重な財源になってるということも理解はできます。

しかし、私はこういう形で、本当にこの住民自治、あるいは住民自身の意思に基づいてまちづくりを決定していくという、この地方自治の本市の趣旨に照らしていいのかというふうに思うわけであります。この点、やはりきちっとした財政規律に基づいて運用されていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

赤井委員長 市長。

山下市長 私も白石委員と同じように、住民自治を目指すべきであろうと思っています。それぞれの細分化された項目から一括交付金という形に変えて、自由度が高くなったという反面、自分たちで考えてその財政支出に関して検討し、使用方法も考えていかなければならない。またそれを予算決算をしっかりと出していかなければならないという中で、地元の自治会に対しての逆にプレッシャーが大きくなってくる部分というのはひょっとしてあるのかもしれないです。

やはり自分たちが使える、それ以外に自治会費とかも集めておられるわけですから、その中で自治会としてどういうことをやっていくんだ、きずなを深めていくためにどういうふうにやっていくんだ、自治会の中で防災をやっていく上で必要なものは何だろうかということをやったり考えていく、みずからが生み出していく、考えていくというきっかけにもしていかなければならないと思っております。

今年、各自治会に対して防災の避難所、ルート等の選定作業の中に市役所の職員を1名ずつ入れていくということをしていただきます。住民が自分たちが避難する場所を行政がここだここだと決めるのではなく、自分たちで地域のことは一番よく知っておられるわけですから、何十年前ここに水が出たとか、ここは崩れやすいとか、そういうことを含めて選定し考えていく。道は、ルートはこの道の方がいいだろうとか、隣の大字に近いところに住んでおられる方がいらっしゃったら、そっちの避難所の方がいいだろうとかいうことを、画一的ではなく、自分たちでやはり考えていく機会をつくっていくべきであろうと私は思っています。

その一環として、一括交付金という形にさせていただいております。恐らく初年度というか去年の末から今年にかけてまだ過渡期にあるという中で、使い方をどうしていいのかわからないとか、いろいろと相談はあろうかと思っておりますけれども、やはり自分たちでその使い道をしっかりと決めて使ってもらえるように、担当課も含めて指導もし、ご相談に乗らせていただきながら、これを住民から預かった大事な税金の中から出てくるものでございますから、無駄に使うことなく使用していただけるように、我々も後押しをしていきたい、ご相談にも乗っていききたいと思っております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 市長からもご答弁をいただきました。私は一番最初に、いわゆるこの補助金、寄附金というのはどういう法的な根拠に基づいて、あるいはどういう解釈運用に基づいて、やはり支出をされているものなのかということをお話をいたしました。当然、やはり地方自治体が事務事業を執行していく上で、これは自治体職員だけではできないというのは当然です。やはり自治会や諸団体の協力も得てやっていく、そういう必要があるのは当然です。

しかし、そういう財政規律、原則に基づいて、やはり現下の厳しい財政状況の中で対応していくことが必要ではないのかということです。確かに市長が言われたように、さあ、これだけのお金、どないして使おうかと。えらい責任やなというふうに感じていただいて、本当に地域づくりに、葛城市のまちづくりにご協力をしていただくということであれば、これは本当に公益上必要なものであったということになるわけでありまして。しかし、大字の区長さん始め、皆さんも支出の根拠そのものが、これは我々議会がチェックをし、適正に執行されているかということをチェックするという立場でありますから、こういうことを申すわけで、やはり市民の皆さん自身のいわば税金なんですね。

そういうことをきちっと押えていただいてやっていただきたいということとともに、地方公共団体はこれらの寄附及び補助金の運用に当たって、慎重にその必要性及び効果等について検討することが必要である。とりわけ首長公選制の付随的現象として、寄附または補助がきわめて多く、また公益上の必要性についての解釈が拡大解釈をされ、運用そのものが明朗でなくなってきた。そういう批判があるということもきちっと一考を要する問題である。このように指摘をされているわけでありまして。

私は、それこそ住民自身が本当にみずからが主権者として、みずからの判断でまちづくりの施策の決定に参加をし、執行にともに協働するというのは必要なことでありますけれども、私はまず、行政がやるべきことは行政がきちとした上で、やはり市民の皆さんに本当にともに頑張りましょう、協働しましょうということをやっていただきたいことをつけ加えて、この質疑を終わっておきたいと思っております。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 関連で。白石委員から、各団体の補助金の見直しの話ありましたけれども、ここ数カ月間の間に私の方に数件、同じ団体に対する質問がありまして、その団体の人数とか実績に関して補助金が出ているという話を言われたんですね。その方たちはある団体に属している人、ほかの団体に所属している人もあり、何も団体に所属してない方もいらっしゃるって、私の知る限りでは全然つながりのない方なんですけども、ところが金額もきっちりしておられて、私も予算書を見ないと金額知らなかったんですけども、言われた金額を平成23年度の予算で見ましたら、きっちりその金額が出てるんですね。

こういうことを言いますと、つながりのない人たち数人が出るということは、このままほうっておいたら数字だけひとり歩きする危険性もありますので、今、おっしゃったように表をきっちりと一覧してもらって、それから見直しをきっちりしていただき、私たちはこの人数で切るんですよって、きっちり私たちが返事できるような補助金の出し方をしていただきたいなと思っております。要望です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 1点、私、関連で、このまちづくり事業一括交付金、今年度から一括ということで採用されてるんですが、これを各大字にお渡しするときは、どのようなシステムでお渡ししてるんですか。これ、1点先にお聞きしたい。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。

先ほど来申しておりますこの一括交付金の方でございますが、もともとの4事業、まちづくり事業、安心・安全なまちづくり事業、市内一斉清掃事業、あと広報の配布報償でございますが、おのおの各大字の世帯数におきまして積算されております。その世帯数と積算額を各大字の区長さんにお知らせした上で、いついつにお金を振り込ませていただきますということで連絡させていただいた上で、振り込みの方をさせていただきました。ちなみに去年は12月の最初の12月5日に各大字の方に振り込みの方をさせていただきました。

以上でございます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 そのシステムが、私はどうも交付金とか補助金のあり方にちょっと疑問を感じるんです。

これ、確かに行政の事務手続上の話を代行してくれているという恩恵はありますけども、いわゆる交付金・補助金なわけですから、要するにきちっとした通達のもとに、電話1本でいついつ振り込みますよというような血の通わない、それでましてやありがたみのないことでいいのかなど。例えば臨時区長会をその年度予算がついたら招集して、このような計算式のもとに各大字に配布をさせていただきますということが、1つはやはり重みのあるものにするべきではないのか。これが1点ね。これ、意見ですからいろいろな考え方がありますよ。

ただ、その中でもう一つは、せっかくこの施政方針に大字に対する要望、大字に対する行政が今年度1年かけてやりたいことをつらつらと書いてあるわけですよ。そうしたら、大字に対してメッセージを発するのは施政方針だけなのかと。これが広報に載って読む人もおれば、読まん人もいてるわけですね。区長というのはそういう自治を管理する代表者なんですよ。ましてや指導者なんですね。だから、当然ながら、今、言ったこと、まちづくり事業一括交付金を交付します。ただし目的もありますよというようなことを、行政が言うべきだと思う。

これに使おうが使わまいが関係ないですよ。ただ、せっかく「自主防災組織の設立を推進し、要援護者支援、一人一人のきずなを深め、いざというとき助け合える安全・安心で暮らせるまちづくりに取り組んでまいります」、これ、市長の思いだけではあかんわけです。手足になって、すそ野の市民一人一人がこういったことを感じる。その大きな団体が要するに大字であり、その大事がいろいろなブロックであり、班であり、そういったところに目的を達成してそれを配布するわけだから、この意思の疎通をきちっとする。

そのためには、やはり交付金なりはきちっとしたやり方のあり方をもう一度検討していただきたいと思う。電話で何日にこれだけのものを振込口座に振り込みさせていただきました。これでは行政の指導とは思われない。ましてや自主防災組織を各大字ごとに細かな、推

進しますと書いてあるのやから、せめて安全・安心なまちづくり事業の分はそれに見合った活動を今年度はお願いしますよと、こういったことのメッセージを発しないと、なかなかこういったことのお金の使い方というのは無駄なところも出てくると思いますので、ぜひともそういった点を一考していただきたいと思います。要望です。

赤井委員長 市長。

山下市長 もちろん年数回、区長会を開催をしております。その中で行政からのメッセージは伝えておりますし、また区長会、大字懇談会、また今年度は先ほど申しましたように担当の者を各大字に入れるわけでございます。そういうことを通じながら、行政と地域との連携、また協力関係を強めていけるように努力をしてみたいと思っております。

赤井委員長 先ほど、白石委員の質疑のあった資料の提出、米井課長、よろしいですか。課長。

米井情報推進課長 情報推進課の米井でございます。

資料の提出につきましては、後でということ。

赤井委員長 後で結構です。

それでは市長の方もよろしく。

山下市長 私は今年度で、だから平成24年度で議論していきながら、この団体の見直しをするという思いでおりますので、というかそういう思いで答弁しております。平成24年度でたくさんの団体と構成人員等もあるわけでございますから、その中でお話をさせていただきながら、これについてどうだろう、どうだろうということいろいろとまたお話をし、こちらの方も各担当の方で調べもしていかなければならないと思っておりますので。

赤井委員長 白石委員。それでよろしいですか。まだ。

白石委員 後で。そんなん、すぐにでけへんからね。

赤井委員長 はい。

西井委員。

西井委員 関連ですねん。私は意見としては、まちづくり交付金事業一括交付金という制度の中で区分されながら、決められた費用を出されていると。しかしながら、各地域ではその内容ではない使い方も地域としてしておらねば、都合が悪い問題もあると。その中で、地域として頑張ってくれてはるのに、その資料を一括出せとか言うことになって、ちょっとその辺、ただ法律上は補助金として出したら、それを精査するという必要性もあるけど、地域活動の中で一生懸命地域活動として頑張ってくれてはるところに、それを全部明らかにせいでいいことにも、ちょっとそれは行き過ぎじゃないかという、地域の独自性いうのも考えねばならないんじゃないかなと私は思いますが、その辺、どのように思われるか。

赤井委員長 市長。

山下市長 我々としては全て領収書をつけてくれというような話ではなくて、どの事業、どの行事にどの程度のお金を使っておられるのかぐらいはわかるようにしていただきたいということで、例えば全部これで何々に購入費で何ぼ使ってんとか、この弁当代で何ぼやってんとか、そんな話を我々も要求はしてなくて、おおむねこれの事業、体育振興の事業でこういう形で支出

をしてるとか、そういうことがわかるように、やはり説明ができるような資料を出していた
だけのように努力をしていきたい、説明していきたいと言っておるつもりでございます。

赤井委員長 寺田副委員長。

寺田副委員長 今の西井委員と白石委員のご質問ですが、ちょっと中身の感じ方が違うと思うんです。
白石委員の質問は、各委員の補助費、補助金を出してるいろいろな団体、それ適正かどうか
をちゃんと調べて報告してくれと、私はそういう意味でとったんですけど。

それと吉村委員のご質問では、その中をもう一步突っ込んで、出してもいい団体なら出
して、要らん団体か要る団体かということもひっくるめて調査して報告してもらえるものな
らしてくれということではしゃる。

要するに中身の問題は言わずと、その団体をひっくるめてこの団体は、悪い言葉ですが、
いい団体か、前向いて行ってる団体か、この団体は名前だけの団体で、金だけ出てるのかと
いうことと違うんか。

西川議長 そんなこと言うてない。

寺田副委員長 いや、違わん。そういう調べ方をやってくれと。

西川議長 違う。人数をはっきりしてくれと言うてる。

寺田副委員長 いや、違いますがな。人数も、それはひっくるめてでんがな。要するに簡単に言う
言葉は悪いですけど、言うたら。

西川議長 内容を整理しようとするならちょっと休憩しよう。

寺田副委員長 いや、そういうことではしゃる。要するにこちらの方がわかるように、書類で提出し
てくれということやろ。それだけですやんか。中身の問題はこっち置いておいたらええと思
うんですよ。私はそう思うんですけど。

赤井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 0 7 分

再 開 午後 3 時 2 3 分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

山下市長 先ほどの西井委員の発言に対しまして、答弁の修正をさせていただきたいと思
います。

こちらの方といたしましては、各大字等からいろいろと詳細にわたってご報告をいた
しておるところでございますので、それをもってまた皆さん方にこちらの方で精査させて
いただいているというところでございます。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 34ページ、2款総務費、一般管理費の9節旅費の件なんですけど、普通旅費のところ
で、現年度218万7,000円に対して、新年度予算172万8,000円。差し引き45万9,000円の減額とな
っておりますが、約50万円近い旅費が減額されるについて、何か大きなことがあったのか
なと、今年度したのに来年度しないようなことがあるんかというの1つと、あとその下に、同
じく12節の役務費、この中の新規採用職員健康診断手数料24万9,000円計上されて
おりますが、

これ、平成23年度の予算項目のところを探してもございませんので、平成24年度において新規計上されることについての、もし法的根拠あるいはまた条例なりに規定が新たに設けられたのかという説明の方、お願いしたいと思います。

そしてもう一つが、めぐりましたところの同じくこれは一般管理費の13節委託料の2番目の職員定期健診委託料347万7,000円。これにつきましては、多分葛城市職員の健康診断、成人病健診と思われるのですが、これにつきましては受診率の方、ちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

もし、私の質問内容間違っておれば、間違っておりますということで訂正してお願ひしたいんです。お願ひします。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

ただいまの中川委員のご質問の、旅費の減額の内容でございます。この旅費の減額につきましては、市長の上京等の旅費に伴います旅費と、その随行者によります旅費、その旅費の回数を減額させていただきまして、その回数の減に伴います減額となっておりますのでございます。

それから、職員の定期健康診断の受診率でございます。組合員の受診率で申し上げますと、平成23年度におきましては90%でございます。参考といたしまして、平成22年度は86.4%でございます。

次に、新規採用職員の健康診断手数料でございます。労働安全衛生規則という国の法律がございまして、常時使用する労働者を雇い入れるときは、雇い入れ時に健康診断をしなければならないということになっておりまして、平成24年度からこの健康診断を実施したいと考えているところでございます。その健康診断に基づきまして、今後のその新規採用職員の健康管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。そうしたら初めの一般旅費の分なんです、市長の上京あるいはこの随行者の上京の減という答弁でしたね。これにつきましては、施政方針等にもありますように、今年山下市政になって4年目。1期目の仕上げの年に当たられる年。ということは、ここでこれらの分が下げられるということは、一定の成果を見られるということで上京が減っていくと、俗に言う最後の念押しの方があれば同額というような、同じだけの分をこれからも行くので、最後の用事で完成に向けて行くのやということではないわけですね。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

回数につきましては、必要に応じて行っていたく予定はしておりますけれども、効率のよい、あるいは陳情等まとめて行っていたくなど、回数を減らす上で効率のよい出張をお願ひしたいと考えております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございました。

それでは次に、答弁の方が順番がくるったと思うんですが、この新規採用職員健康診断手数料の上げてあるこの健康診断ですね。これ、法的規定がかかったのはいつからですか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課吉村でございます。

法律は以前からございました。ただ、平成23年度から産業医さんを新たに設置いたしまして、この産業医も従前から法的にはございましたけれども、平成23年度に新たに設置いたしまして、その産業医さんで健康診断を実施させていただく予定をしているところでございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 産業医とおっしゃいましたね。もし差し支えなければ、どちらの先生かお教え願えますか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

医師会の推薦によりまして、下村先生を産業医としてお招きしているところでございます。以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

それと、ここでもまた職員の勤務についてのことになるんですか、これの実施ですね。新規採用職員、月変わりました4月1日、日曜日ですので4月2日から葛城市職員として勤務につかれるわけなんですけど、この健康診断をされる時期、それと場所、またもし勤務時間中に受けられる場合であれば、それに対する、ちょっと言葉が出ませんのやけど、職免扱いでされるんか、それについてお聞かせ願いたい。

というのは、今、この時期ですので、庁舎の中のどこかの部屋を使って23名、24名の職員が順番に受けてた場合問題ないと思うんですが、ところが我々も高田市立病院、また御所済生会病院、こういう大きな公立病院へ行って平日の昼日中、また朝の9時10時に職員が健診じゃないけど何か受けてるねという姿を何人も見たときに、休んで来れてええなとかいう変な意味での風評とか流れますんで、その分ちょっとお聞かせ願える。もし私が聞かれたら、これは今年から新規採用職員は、葛城市の職員は健康診断を受けて、職場の健康管理の一環として受けさせられてるんやという形で説明できますので、ちょっとその分だけお聞かせ願いたいです。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 新規採用の職員の健康診断につきましては、4月以降に考えております。また勤務につきましては、職員の健康診断と同様に、職免で実施させていただきたいと考えているところでございます。場所は産業医の下村先生の医院で考えているところでございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 済みません。ちょっと私、知識不足でははい言うてますのやけど、下村先生ってどちらに所在ですか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 大字當麻の下村医院でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 そうしたら、その先生に対して失礼な言葉使います。開業医の先生ですよ。診療科目は総合科目になるんですか。それとも内科とか小児科とか、専門科目になるんですか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

内科の先生でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 そうしたら、この書かれてある新規採用職員の健康診断という言葉、これで言ったらこの先生が資格を持っておられる内科の健診だけなんですよ。俗に言う、これを受けた後、職員としての成人病検診は別にこの後ろの項目にある分で受けられるということですよ。というのは内科的なことで、ほかにも何か出た場合とか、これでは出てこない可能性があるんですよ。内科の開業医の先生をもって診察を受けた場合は、それ以外のことの発見率が低いということですよ。ちょっとその分危惧するんです。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

労働安全衛生規則によりまず診断の内容でございます。まず既往歴及び業務歴の調査、あるいは自覚症状他症状の有無の検査、身長、体重、胸囲、視力、聴力、胸部のX線、血圧の測定、血糖検査、心電図調査などでございます。またその健康診断が終わりましたら、通常の職員と同様の健康診断も新たに受けてもらう予定でございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。今の新規採用職員の健康診断については、受けられた職員の方、異常のないように願っております。

そしたら、次の3つ目の職員定期健診委託料、これについてでございますが、受診率約90%という返事でありましたんですけど、この受診率90%、高いなど。逆にこの残り10%、この方々が受診されなかった具体的な理由って把握しておられますか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 具体的には把握しておりませんで、要は個人の健康的なことは個人情報にも該当いたしますので、やはりそれぞれ主治医も持っておられますので、それぞれ主治医と相談しながら健康管理に努めていただけたらと考えておるところでございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。それと、私、特にこの健康診断とか、自分もその年になってるのかなと思うんですけど、1つ出れば2つ、1つ目を修理したら2つ目出てきた、2つ目修理したら3つ目出る。体を機械にたとえたら、その危険性も及んでますのやけど、今現在葛城市職員の方で、1カ月以上病欠のような状態で休暇をとっておられる方の人数って把握されてお

ますか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。直近までは追っておりませんが、平成23年9月時点で約7名でございます。参考に平成22年度におきましては、30日以上でございますけれども、7名でございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 私、また勝手な想像ですのやけど、1名か2名、あるいは3名ぐらいかなと思いましたが、ちょっと7名といたら、これがどういうんですか、変な言葉遣いなのかわかりませんが、身体的、体のどこか、胃が調子悪いんやとか、また腕がしびれるのやとかいうような状態の症状、疾病であれば問題ないと思うんですが、俗に言う精神的な重圧、勤務に対するストレス、これ、たまったことによる心的な要因で長期で休まれておられる職員さん、このうち何名かおられますでしょうか。それとも全員が身体的な、月間日にちをおけば、俗に言う「日にち薬」というような状況で休んでおられる、比較的安心して療養していただいている職員が多いんか、それとも先ほど申したみたいなような状態の方がおられるのかどうか、確認だけお願いしたい。一応プライバシーにかかわることですんで詳しくは結構です。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課吉村でございます。おっしゃるとおり、精神面の関係で病気休暇をとっておる職員は若干おるところでございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 今、若干おるとおっしゃいましたが、身体的な疾病、俗に言うはっきり目で見わかる、また顔色見てちょっと顔色悪い、内臓悪いんかというような、というのは失礼な言い方ですが、そういう方々については医療機関への受診を心がけ、また身体的な回復を望んでもらえますんですが、精神的な関係の疾病でございましたら、できるだけ負担のかからないように、また人事的な配慮、これも若干必要かと思われまますので、その方に負担のできるだけかからないように職員の健康面、特に精神面の健康面、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。ありがとうございました。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 歳出の40ページの9目の企画費、19節の負担金補助及び交付金の葛城広域行政事務組合負担金277万7,000円の計上がされております。葛城広域行政事務組合については、これは大和高田市、御所市、香芝市、広陵町、葛城市ということで5つの市町が集まって、広域市町村圏計画の策定、あるいはふるさと市町村圏計画の策定及び事業の実施、さらに休日診療所に関する事務、これは御所市は除かれていますけれども、こういう事務を行われているわけがあります。基本的にはこれらの組合の事務については、規約では負担金に基づいて実施をするということになっており、また基金において、組合の目的である計画の実現に資するということになっているわけでありまます。

これ、平成4年でしょうか、設立されたんでしょうか。もっと前だったかな。その後、竹下内閣のときにふるさと創生基金という形で、原資は交付税なんですけれども、1億円が市町村に配分されました。それを基礎に、それを起源としてこういう組合設立し、ふるさと市町村圏づくりとか、そういうことが始まってきたわけでありまして。

この間、この事務組合の存在の意義・役割ということについて、本当に議論をしてまいりました。現在この負担金は270万円余りでありますけれども、葛城市はその後さらに交付金が配分されて、葛城市は出資金として2億4,000万円をこの事務組合に出資をし、基金として積み立てられているわけでありまして。基本的に負担金とこの基金の運用の果実によって事業をやっているわけでありまして。

ご承知のように交付金というのは、これは市町村の財源なんですね。これが国の施策によって2億4,000万円も積み立てられて、その運用そのものが目に見えた成果が上がっていないという状況があるんですね。休日診療所については、これらは意義あるものだと思うんですね。これはやはり負担金でやればいい話であって、基金運用でやられるべき話ではありません。

実際に平成24年度にどのような活動をされようとしておられるのか、方針・計画についてお伺いをしたいと思いますし、また基金、これは幾らになるんでしょうか。9億円ぐらいの基金があるんですか。これらの現時点の運用状況についてお伺いをしたいと思います。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。

ただいまのご質問の件でございますが、葛城広域行政組合の主な事業の計画というか予定でございますが、例年行っております広域情報の発信事業ということで、いわゆる子ども安心メールでございます。これにつきましては、携帯電話を使つての登録者にメールで子どもの安全に対してのお知らせをするということで、これがまず1点ございます。

それからあと、いわゆる圏内5市町の中での職員研修につきましては、毎年50名程度の参加ということで行っております。ちなみに本年につきましては地域主権の一括法の関係について研修を行っていただいたところでございます。

それとあと講演補助事業の方でございますが、いわゆる葛城JCへの補助事業ということもございまして、各市町村でいわゆる観光事業の補助ということで1つございます。これにつきましては、平成24年度につきましては葛城市におきまして、大相撲の葛城場所もあるということで、いわゆる観光補助ということで、いわゆる補助事業で100万円いただく予定でございます。また葛城広域での昨年は記念講演、いわゆる県が推し進めております記紀万葉の中でということで、シンポジウムを昨年開催いたしました。

主な事業は以上でございます。

あともう1点ご質問の、いわゆる基金の方でございますが、これにつきましては県からの1億円を足しまして現在10億円、葛城広域行政事務組合の中で基金がございます。この基金の運用につきましては、今現在大和高田市、それから香芝市、御所市の土地開発公社の方での、いわゆる長期保有にかかります債券、いわゆる借入金でございますが、それを広域行政

事務組合で借りた上で、各市の方で利息を納めていただくということで、なかなか各土地開発公社の方、長期保有の分に関しましては銀行の方から借り入れができないということで、葛城広域の方でのこの10億円のうち、3市で割り当てての借入金を行っておられるところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。情報発信という形で、子ども安心・安全のメッセージ、これはメールで携帯等へ発信をするという事業でやった職員研修の一翼を担っているということでもあります。

これらは基本的に、これは基金運用で行われているんですね。そうですね。休日診療所については負担金という形で行われているということでもあります。今の課長の答弁からすれば、これまで277万7,000円の負担金を支出することによって、夜間、休日に開業医等が休みですと、市民の皆さんが受診できるというのは非常にありがたいし、これはメリットがあるわけで、この内容については評価はできるわけでありますけども、今、答弁があったような事業、本当にこの恩恵があるのか。確かに葛城場所に対して100万円が交付されるということで、初めて恩恵があったと。100万円と聞いたで。

(発言する者あり)

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 失礼いたします。ただいまの交付金の方ですが、300万円でございます。訂正させていただきます。申しわけございません。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 300万円ということで、メリットがあったということでもありますけども、その基金の運用の中身は、お聞きのように3市の開発公社に貸し付けをしているということになっているみたいですが、これは開発公社ということでもありますので、一時借入ということではないわけですね。その点。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。

ただいまの開発公社への貸付金の方でございますが、基本的には1年単位での継続ということになります。ただ、今現在お聞きしているところでございますが、香芝市につきましては平成24年度中に、御所市につきましては平成25年度中に開発公社の解散予定ということで、今現在、事務手続を進められております。

今回、その中でこういった10億円の基金を運用をどうするんだということを、今現在、事務組合の方で検討の方をこれから進めていかれる予定だということでございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 市民の知らないところで本市の2億4,000万円の出資金が、組合を通じてではありますけれども、他の市町の開発公社に貸し付けられていると。しかもその運用そのものが、実際に

課長の答弁では一時借り入れということに当然なっておかなきゃいかん話ですから当然そう
ですけども、本当に実態がそうなっているのかということ自身も、やはり疑わざるを得ない状
況にある。当然これは葛城広域行政事務組合として、これは批判を受けなきゃならない基金
の運用の状況だと言わざるを得ませんし、基金そのものをどうしていくかということ、今
後やはり議論をしていただきたい。

確かに、この掲げていることは立派なことを掲げているんですよ。先ほど紹介しましたけ
れども、振興の基本方向というのは紹介しましたね。それに基づいて重点プロジェクトとい
う方針を出しているんですよ。それはどう言っているかということ、京畿の歴史・文化の見直
しと文化政策、事業・人材のネットワーク化。住民の健康づくり事業と健康福祉分野の人材
ネットワーク化。3番目に自然・歴史・文化をめぐり、ちょっと読みにくいですけども、ち
ょっと飛ばしますね。観光ルートの創出。そういう5市町の観光ルートをやはりきちっとつ
くっていかうやないかというふうな話、あるいはインターネット等での行政間情報交渉や共
同の情報発信機能の整備、こういうことを打ち出しているわけです。

このことを1つ1つ取り上げて、この重点プロジェクトが実際にどの程度達成をできてい
るのかと言いますと、ほとんど成果らしい成果を議会に受けたことがないわけですね。確か
に安心メールを発信をする。その1つになるのかもわかりませんが、そんな重点プロジ
ェクトを実現をしていくという取り組み、なされていないんじゃないか。

であるならば、もうこの行政事務組合自身は休日診療所の運営を担う組合として存続をし、
基金を活用した市町村圏づくり、あるいはこのまちづくり圏域の計画に基づく事業の推進等
は、これはもう中止してもええんじゃないかと。そういうことも含めて、いわゆる基金を厳
しい財政状況の中で、それぞれの市町に返還をしていくということをするべきではないのか
と思うんです。

ぜひ市長初め、議会議員の中にも2名でしたか。議員がおられますので、そういう議論を
していただきたい。今のままでは、この事務組合の事業についてはとても納得できるような
状況にないということを申し上げて、私の質疑を終わっておきたいと思います。

以上です。

赤井委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川委員。

中川委員 済みません。35ページの一般管理費の13節委託料、この3行目の法律相談業務等委託料
268万円の計上があるんですが、これの内容についてちょっとお聞きしたいんです。

それと、同じページの19節負担金補助及び交付金。ここの欄の真ん中のところで、県市長
会等負担金184万3,000円。昨年に比べて約30万円ふえているんですけど、何か大きな支出さ
れる理由があったのか、教えていただきたいです。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。

ただいまの県市長会の負担金の増額理由でございます。この県市長会の負担金の中には、
軽自動車税のシステムにかかります負担金の一部含まれております。例年含まれておるわけ

でございますけれども、本年その部分が増額になりました。その増額の理由を申し上げますと、そのシステムの入力作業の人件費でございます。その入力作業の人件費は今まで町村会の方で見ていただいていた。やはり軽自動車税というのは県内市町村共通のものでございますので、市長会の方も負担をしなければならないということでございますので、その人件費の部分が増額になった理由でございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。

法律相談の委託料の内訳でございますが、まず1点、無料法律相談の業務委託、これが1点目でございます。これにつきましては、毎週第3・第4木曜日、第3木曜日については新庄庁舎、第4木曜日については當麻庁舎での無料法律相談の委託料、これが92万4,000円でございます。

2点目に顧問弁護士の委託料でございます。これにつきましては、いわゆる75万6,000円でございます。いわゆる役所のいろいろなことに関しましての法律相談ということで、顧問弁護士ということで75万6,000円委託料としてあげさせていただいております。

もう1点、訴訟の弁護士の委託の方でございます。これにつきましては、いわゆる着手金として100万円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。先ほど市長会の負担金ですね。これ、何か数字的な根拠というのか、各市、12市一律この金額か、それとも人口比とか、また基準財政需要額とかそういう数的な根拠のもとに出したものでございますか。

赤井委員長 課長。

吉村人事課長 人事課吉村でございます。

軽自動車税にかかります、データ入力にかかります負担金につきましては、平成24年度の軽自動車の受領件数の見込みによる件数による負担金割合でございます。

また市長会の負担金につきましては、それぞれ基準財政収入額、あるいは人口割等によって決められた数字でございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

そうしたら、後の方の法律相談業務委託料、これは課長の方で着手金とおっしゃいましたが、平成24年度の今現在において、何か具体的な見当はあるかないかで結構ですが。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 平成24年度につきましては、今現在、訴訟の方は想定しておりませんが、100万円ということで計上させていただいております。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 済みません。ちょっとこれ私は無知なもので、100万円というのは1件の分ですか。それとも1件50万円の2件を想定した分ですか。

赤井委員長 課長。

和田企画政策課長 ただいまのご質問の件でございますが、いわゆる訴訟の内容もしくは訴訟費用によってこれは若干変わってくるもので、例年一応100万円の枠内でまずは着手金を払わせていただきまして、その中で訴訟の進み具合によりまして、また足らずということになりましたら補正させていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。また私は1件50万円で2件を想定してるのかと。そうしたら、具体的に1件ぐらいいはあるだろうというのを聞きしたかったことで、訴訟の費用なり、法的な措置に基づいての100万円あればいいと、変な意味で言う存目の100万円組んで、あとは現実に対応して補正なり、また減額するという対応でよろしいんですね。

和田企画政策課長 はい。

中川委員 わかりました。以上です。

赤井委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

次は、第3款民生費、第4款衛生費の審議を行いますので、入れ替わってください。

休 憩 午後4時02分

再 開 午後4時15分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3款民生費、4款衛生費の説明を求めます。

部長。

河合総務部長 総務部の河合でございます。

それでは、3款民生費から説明をさせていただきます。49ページをお願いしたいと思います。

まず、民生費の社会福祉総務費でございます。8億4,625万4,000円を計上いたしております。職員27人の人件費と国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰り出しが主なものとなっておりますのでございます。

次に、国民健康保険医療助成費でございます。1億1,882万5,000円を計上いたしております。

次に51ページでございます。後期高齢者医療助成費でございます。6,373万5,000円を計上いたしております。

次に、障害者福祉費でございます。5億4,121万円を計上いたしております。障害者福祉に要する経費でございまして、扶助費では介護給付費、訓練等給付費、また法改正によりま

す障害児通所給付費などが主なものとなっておりますのでございます。

次に、老人福祉費でございます。4億1,260万7,000円を計上いたしております。老人福祉に要する経費でございます。主なものとしたしましては、扶助費では敬老年金、繰出金では介護保険の特別会計の繰り出しが主なものでございまして、委託料の軽度生活支援事業委託料では、高齢者のひとり暮らし世帯に対しましての家具の転倒防止の対策に係る助成制度を設け、それに要する経費を予算として計上いたしているところでございます。

次に、いきいきセンター管理運営費でございます。3,394万円を計上いたしております。いきいきセンターの維持管理に要する経費となっておりますのでございます。

次に55ページでございます。福祉推進費でございます。1億2,565万1,000円を計上いたしております。福祉総合ステーションへの指定管理委託料、社会福祉協議会の補助金が主なものでございます。

次に、旧老人保健医療事業費でございます。35万円を計上いたしております。

次に、児童福祉総務費でございます。2億9,362万1,000円を計上いたしております。職員7人の人件費と児童福祉に要する経費でございます。扶助費の乳幼児医療、児童扶養手当などが主なものとなっておりますのでございます。

次に、児童措置費でございます。10億6,268万8,000円を計上いたしております。民間保育所の保育所運営費、子ども手当などが主なものとなっておりますのでございます。

次に、保育所費でございます。5億8,882万円を計上いたしております。職員22人の人件費と公立保育所運営に要する経費、また工事費では継続をいたしております磐城第2保育所の工事等が主なものでございまして、公立の3園の保育所に対しましてAEDを設置する、新規で計上いたしておりますのでございます。

次に59ページでございます。児童館費でございます。3,714万円を計上いたしております。職員1人の人件費と児童館運営に要する経費でございます。

次に、ひとり親家庭等福祉費でございます。2,620万円を計上いたしております。ひとり親家庭等の医療費扶助でございます。

次に、地域子育て支援センター事業費でございます。1,330万2,000円を計上いたしております。職員1人の人件費と、地域子育て支援センターに要する経費となっております。

次に61ページでございます。国民年金事務取扱費でございます。1,867万8,000円を計上いたしております。職員2人の人件費と、国民年金事務に要する経費でございます。

次に、生活保護総務費でございます。2,379万円を計上いたしております。職員3人の人件費と、生活保護一般事務に要する経費でございます。

次に、扶助費でございます。4億5,039万1,000円を計上いたしております。生活保護扶助に要する経費でございます。

次に63ページでございます。災害救助費でございます。1,140万円を計上いたしております。

次に、4款衛生費でございます。保健衛生総務費につきましては1,747万4,000円を計上いたしております。保健衛生事務に要する経費でございます。

次に、予防費でございます。9,935万4,000円を計上いたしております。各種予防接種に要する経費、子宮頸がんヒブワクチン等に要する経費でございます。今年度新たに高齢者の肺炎球菌の接種に要する一部助成を行うための予算を計上いたしております。

次に、生活衛生費でございます。229万3,000円を計上いたしております。狂犬病予防接種に要する経費となっております。

次に65ページでございます。健康づくり推進事業費でございます。3,335万6,000円を計上いたしております。各種がん検診に要する費用と、委託料では「きりり葛城21」の健康生活調査委託にかかる予算を計上いたしております。

母子保健事業費でございます。3,396万9,000円を計上いたしております。母子保健事業に要する経費でございます。主なものといたしましては、妊婦健康診査の委託となっております。

次に、保健施設費でございます。9,692万4,000円でございます。職員11人の人件費と、保健施設の維持に要する経費でございます。

次に67ページでございます。環境衛生費でございます。5,863万7,000円を計上いたしております。職員5人の人件費と、環境衛生に要する経費でございます。委託料では権限移譲によります自動車の騒音監視業務に係る所要の予算を計上いたしております。

次に、火葬場費でございます。2,503万円を計上いたしております。火葬場の維持管理に要する経費となっております。

次に69ページでございます。清掃総務費でございます。9,945万4,000円を計上いたしております。職員10人の人件費と清掃一般事務に要する経費でございます。

次に、塵芥処理費でございます。5億5,994万4,000円を計上いたしております。職員16人の人件費と、塵芥処理に要する経費でございます。

次に72ページでございます。し尿処理費でございます。3億6,585万3,000円を計上いたしております。職員6人の人件費とし尿処理に要する経費でございます。今年度新たにし尿中継地に係る更新のための所要予算を計上いたしているところでございます。

次に73ページでございます。地域循環型社会形成推進事業費でございます。7億2,797万4,000円を計上いたしております。これにつきましては新クリーンセンターの建設に要する経費となっております。

以上で3款民生費、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 議会、総務費に引き続きまして、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、民生費の中で幾つかご説明を再度求めておきたいと思います。51ページの新たな事業として、これは県からの移譲ということで、51ページの8節報償費の中で、身体・知的障害者相談員の報償費ということで、2万6,000円の計上をされています。権限移譲によって

ということで、この相談員を設置をする義務ができたということですが、具体的にどの程度
の人数で、どのような業務をされるのかというのを少し説明を加えていただきたいと思いま
す。

それとページが変わりまして、53ページの委託料の中で、先ほど部長の方から少し説明が
ありました、これも新たな事業として、ちょうど真ん中辺ですね。13節委託料の軽度生活支
援事業委託料286万8,000円。おひとり暮らしの老人、高齢者の方の転倒家具の防止というよ
うなことでございました。新しい事業としてどの程度の世帯を見込まれてるのか、またどう
いう形でこの補助をしていかれるのかというのも説明をしていただきたいと思います。

最後に、同じ民生費でいきますと57ページになりますか、児童措置費の中の扶助費、子ど
も手当の費用であります。平成24年度当初予算では7億380万円。平成23年度の昨年の当初
予算では9億500万円でしたか、経費が計上され、その後さまざまな経過をたどっている
ということで、この新しい年度になりまして、本年度子ども手当に対するいわゆる該当する世
帯、どのような内訳でこの財源が確保されているのか。

また、当初政権交代の折にはこの児童手当から子ども手当という項目が変わって、たしか
いわゆる2万6,000円という金額が一応当時の政府といいますか、当時の与党から提示を、
マニフェストの中に入れておりましたけれども、さまざまな経過があつて、今、このような
数字になって、なおかつ当時の児童手当からのいわゆる財源の増額分は、全て国費から負担
をするということだったわけですが、なかなかその財源の裏づけができないままで、
この間、国のさまざまな制度が審議をされて、現状として7億円ということがございます。

この最終的な財源の推移も含めて、この7億円が国もしくは当該市町村、事業所とさまざま
な中で、これ、財源の確保をされてると思いますが、この児童手当の葛城市としての財源
の内訳も、説明をしていただけるようであればお願いをしておきたいと思います。

以上3点でございます。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

平成24年度より、県から権限移譲により市町村に相談員を設置されることとなりました。
内容につきましては、身体・知的障がい者の方と、障害者手帳の取得や生活の上での相談な
どいろいろな相談に応じ、必要な援助を行うこととなっております。また、人数につきまし
ては知的障がいの相談員2人、また身体障がい者の方お2人さんをお願いする予定となつて
おります。

以上です。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

軽度生活支援事業委託料の件でございますが、これにつきましては対象者を軽度生活援助
事業と同様、在宅のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯という方を対象といたしま
して、家具転倒防止器具の取り付け作業をメニューに加えて、事業の拡大を図るもので
ございます。今、考えておりますのは、実施方法といたしまして家具4台まで、それから器

具代の限度額3,000円、これを超える分は利用者負担というような形で考えております。

なお、対象世帯数なんですけども、現在ひとり暮らしと高齢者のみの世帯、夫婦2人暮らしの世帯ということで把握いたしておりますのは、約1,500世帯ございまして、平成24年度は300世帯を計上いたしております。

以上です。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。

朝岡委員からの質問の児童手当、子ども手当について説明をさせていただきます。子ども手当につきましては、当初2万6,000円ということから始まりましたが、実際は平成22年の4月から平成23年9月までは一律1万3,000円、平成23年10月から今年の3月までは0歳から3歳未満が1万5,000円、3歳から小学校修了までの第1子、第2子につきましては1万円、第3子以降については1万5,000円、中学生については1万円となりました。また、4月からは額的には同じなんですけど、6月以降所得制限が入ることになっておりますが、これはまだ国会審議中ございまして、はっきりとは決まっております。

それで、平成24年度の予算といたしましては、子ども手当0歳から3歳未満を642人で手当額1万5,000円といたしまして、1億1,556万円。0歳から3歳未満の非被用者を225人で1万5,000円の4,050万円。3歳から小学校修了までの第1子、第2子につきましては1万円で2,843人分で3億4,116万円。3歳から小学校修了前、第3子以降の分を1万5,000円で473人分で8,514万円。中学生につきましては一律1万円で1,012人分といたしまして、1億2,144万円、合計7億380万円を計上いたしておるものでございます。

それに伴います財源の内訳でございますが、これ、それぞれ0歳から3歳未満の被用者につきましては国が15分の13、県が15分の1、市が15分の1。0歳から3歳未満の非被用者につきましては国が9分の5、県が9分の2、市が9分の2。3歳から小学校修了前の第1子、第2子につきましては国が6分の4、県が6分の1、市が6分の1。3歳から小学校修了前の第3子以降につきましては国が9分の5、県が9分の2、市が9分の2。中学生につきましては全額国庫負担の10分の10となっております。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 説明をいただきまして、ありがとうございました。

まず西川課長の方から、設置義務があつて、相談員さんを知的障がいの相談員を2人、身体障がいを2人というふうなご説明でありました。これは、ですから障がい者の方から相談があれば、お2人いらっしゃるそれぞれの登録されてるお2人が役所に来られるなり、その家に行かれるなりというようなことで相談を受けるという体制をせないかんという話なんでしょうか。ちょっとそれをもう少し聞かせていただきたい。

ですから、さまざまな生活相談なり、さまざまな障がい者の方から相談を持ちかけられたときに、その相談員さんがお2人ずついらっしゃるということが、設置義務としてされたということはよくわかりましたけども、実際はその相談を受ける場合に、常時いらっしゃるわ

けではなくて、相談があるということになれば、その相談員さんが対応するというようなことなんでしょうか。それをちょっと後でお聞かせください。

門口課長のご説明では、1,500世帯ある、今、把握をされてる独居もしくはいわゆる高齢者世帯があって、そのうちおおむね初年度は300世帯が一応予算措置をしている。取りつけ器具が4台、お部屋の中にあつて、その取りつけをするのが4台までで、その取りつけ器具代が3,000円までは、このいわゆる予算措置をしてあるということですか。例えばそれ以外につけてほしい場合は、自己負担ということですか。

これは何か申請をするというようなことなんでしょうか。仮にこの4月からどのような手順で、何か申請用紙があるなり、実際つけてから、つけた用紙を添えて出すのか、その辺の具体的な手順をもう少し教えてください。それと、こういうことが新たなことになりましたということで、広報的な啓発はどのような形でされるのか、教えていただきたいと思います。

子ども手当の件につきましては、詳しくご説明いただきまして、ありがとうございました。葛城市にとっての財源がさまざま、これ、実際の7億380万円からの国や県やそして当該市町村やということで、この財源の内訳までお示しをいただきましたけれども、先ほど来申し上げてますように、当初からしますと実際葛城市の負担はふえているのではないかなと思いますけれども、先般の国会審議を聞いてますと、最終的にはまた子ども手当という名称じゃなくて、児童手当という名称に戻るという話になって、何かお粗末なお話であったなと思うところでございますけれども、ともかく新たに、この3月まで、平成23年度の年度末までと変わらないということですね。一応、実際もらえる世帯については変わらない。1年間でころころと制度が変わって、再度また申請をし直すとかいろいろなことが考えられますので、十分な説明をしていただいて、申請が漏れないように努力を願いたいと、子ども手当についてはそのように要望を加えておきたいと思います。

2つの件だけ、少し教えてください。よろしく申し上げます。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。

まず相談員さんにつきましては、広報やホームページなどで流す予定をしております。また相談があるということで連絡をいただければ、相談員さんに連絡をとりまして、また部屋をお借りするなりして、できるだけいろいろと生活上のお話とか、また手帳の取得の仕方とかを相談していただく予定になっております。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 具体的な手順ということでございますけれども、まず、現在軽度生活支援事業の要綱がございまして、まずその要綱の整備をしなければいけないということと、あと委託先でありますシルバー人材センターとの協議等ありまして、必要とあれば簡単な研修も行いたいと思っております。

それから、実際に利用者の方が設置していただく手順でございますが、まず申請を上げてもらって、こちらで許可を下ろしまして、それで現場の方を確認させていただいて、どんな器具を取りつければいいのかというようなことを協議させていただいて、実施させていただく

というようなことを考えております。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございます。今の門口課長のご答弁の中でいきますと、シルバーさんに最終的に委託をするということですから、当然その申請があって、その高齢者世帯のところへ訪問して取りつけまでするということですよ。それが4台で3,000円までで済めば、いわゆるその経費は全て公費で負担しようと。仮にそれ以上になれば、その場で自己負担を願うということですね。

せっかくのそういう、これは、今、特に防災については減災対策、本当にテレビのテロップで全国的にも地震速報が流れてる日が少なくなってるような状況でございますので、しっかりとこの事業が早く成立していただけるようお願いしたいと思います。

障がい者の件については、相談員さんが常に、これはお2人ずつそういう委託をされて、その皆さん方が相談を受けに来たときに、お部屋を借りるなりしてということでございますが、基本的に拠点は当麻庁舎ですよ。いや、その辺がどうか知りませんが、そうなってくると、やはりお部屋もなかなか少ないですし、もともとよく言われてるエレベーター等もないというようなこともありますので、できるだけ相談体制も確立していただいて、よく相談員さんの方が相談をいただく障がい者の方が不便に感じないように、その辺の体制づくりをしっかりとしていただければと思います。

何かありますか。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 部屋がない場合、お貸しするというにはなりますけれども、当然自宅でご相談される場合はそれにのっかっていただくと。こちらから案内させていただくということでございます。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 まず、朝岡委員の質問に関連をしてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

新たな権限移譲というか、県の事務であったものが、この身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、それぞれ2人という形で市が配置をし、事業の主体を担うということになってきたわけでありまして、それぞれ相談員が、当然現状の自立支援法のもとで障がい者の実態等を把握した上で、そういう方を選任をされると思うわけでありまして、どのような団体、あるいはその個人の方を相談員としてお願いをしておられるのか、またどのような連携をとってこの施策に活かしていけるのか、まず、お伺いしておきたいと思っております。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 相談員の方につきましては、以前、今まで委嘱を受けていらっしゃった方お2人さんいらっしゃいます。県から委嘱を受けていらっしゃった方が、身体障がい者会の代表の方と手をつなぐ育成会の代表の方、いらっしゃいますので、まずはその2人に予定をしております。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ育成会なり身体障がい者会の代表の方が、これまでも県の委嘱を受けて相談員としてやられていたということでもあります。それぞれ1人ずつなんですか。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 失礼しました。西川です。

身体障がい者相談員の方がお2人さん、知的障がい相談員さんの方がお2人さんの予定でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 そうしたら、今、ご説明いただいた方々、身体障がい者会の代表の方がお1人と、育成会の代表がお1人。ほかにも1人ずついはるわけですね。それぞれ2人ずつ出していただいているということですか。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 今現在、県の方につきましては、身体障がい者相談員さん3人さん、知的障がいの相談員さんがお1人さんでございますけれども、肩書としましては身体障がい者の相談員さんお2人さんと、知的障がい者の相談員さんお2人さんを予定しているところでございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 今、相談員さんの方の委嘱をするというか、ともに障がい者施策を進めていくパートナーとして選任されているわけでありまして。

ちょっと話は違いますが、それぞれ育成会なり身体障がい者の会から、この3月定例会に、現状の自立支援法を改めて、新たな障がい者福祉総合法を設置してほしいという要望をいただいております。民生水道常任委員会では、ぜひその声を国始め関係機関に送付すべく、本会議で提案をするということになっております。その中身の中心は、やはりこの自立支援法によって導入された応益負担をやはりなくしてもらおうということでもあります。さらに、国際的な障がい者の権利をやはり日本にも実現をすべく法整備をしていただいて、新たな総合法に反映をしてもらいたい等々のことでもあります。

これらについては、この自立支援法そのものが人権を無視した法律だということで、国を相手に提訴をしております。その提訴の中で、国は原告団に対し和解を申し入れ、その和解を原告団は受け入れて、基本合意書というものをつくり、それに基づいてその総合法をつくるための部会を設置をし、進めてまいりました。

ところが、政府はこの原告団との和解をするための基本合意を踏みにじって、名前だけを変えて、その応益負担等の根本にかかわる条項を残して法律を新たに改正、制定をするという状況になってきているわけでもあります。育成会の方々始め、その点での本当に事業所の運営あるいは利用者の生活実態が大変だということを伺い、私はその声にこたえなきゃならないというふうに思っているわけでもあります。そういう点では、そういう方々が本当に市と連携をして、障がい者施策についてともに進めていくという点では大いに歓迎をして、この点

を多いに利用・活用していただきたいと思います。

そこで、ここからお伺いしてまいりたいと思います。この自立支援法により受益者負担が導入され、利用者に大きな負担がかかってきた。平成16年当時でしたでしょうか、厚労省は実態調査をしたわけでありますけれども、利用者の調査をしたわけでありますけれども、利用者の87%が負担が大きくなったということでありました。そこで、厚労省も慌てていろいろな減額の制度を取り入れて今日まで至っているわけでありますけれども、実際に現在利用者の負担がどのようになっているか、平成23年度実績において、どれほどの利用料がかけられているか、葛城市の利用状況というのはわかっているわけですから、それとその減免制度によってどれほど軽減されて、実際にどの程度の負担になっているか、お伺いしておきたいというのが1点。

それと、葛城市自身はやはり単独事業もやっているわけで、その単独事業の内容あるいは実施の状況についてお伺いしておきたいと思います。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。

先ほどの負担割合でございますけれども、原則的には1割負担となっております。ただ、非課税世帯につきましては減額をされておりますので、10%の本来の割合が0.6%、これは補装具につきましても0.6%でございますし、またサービスにつきましても0.6%の負担割合となっております。

また単独事業につきましては、福祉タクシーサービス事業、また心身障害者介助慰労金、重度心身障害者福祉年金、心身障害者慰問金、特定疾患給付金、重度身体障害者紙おむつ支給事業、また在宅福祉サービス委託料などがございます。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 課長からご答弁いただきました。0.6%ということではありますが、これを負担額にしたらどの程度になりますか。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 利用者の総費用費、まずサービスの利用費が、今現在ですけれども、2億8,489万1,574円。これに対して利用者の負担額というのが158万6,088円となっております。また補装具につきましては2億4,129万1,573円に対して、利用負担額というのは132万9,653円となっております。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 基本的に支援制度、その前の法律では基本的に負担がなかったと思います。それが、障がい者がサービスを受けることがまさに受益をこうむることだ。その受益に対して、やはり負担をなさいというのが自立支援法の考え方であります。当然、重度な障がい者ほど多くのサービスを受けなければ、これは日常生活を維持することはできない。また家族の生活を保障していくことができないわけです。ところがそういう考え方によって、受益を受ける者が

その受益の一部を負担すべきだということで、応益負担が導入された。これは世界でも例のない制度だと思います。

皆さんもご存じのように、憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される」となっています。そして生命・自由及び幸福を追求する権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上の問題で最大の尊重をしなければならぬということがうたわれています。また第14条は、「すべて国民は、人種や信条、性別、社会的地位及び門地により、政治的、経済的、社会的な差別をされない」、こういうふうに言われています。第25条がご承知のとおりです。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する」、こういうことですね。このことに全く相反する、また国際的には障がい者の権利を認め、そういう国際的な条約にもこのような精神がうたわれています。

先ほど言いましたような158万円、132万円であれ、この受益を受ける者から利用料を取っている。何で減免制度が必要なんやろう。減免制度をしないと利用できないからじゃないですか。こういう制度は、やはり障がい者の本当の自立、地域社会で皆さん健常者とともに生活をしていくというふうな目標を達成する、こういうことにはならないわけで、市として、この事業に携わる者として、やはりその点をきちんと押さえたいとお願いしたいということとあわせて、今、課長が説明していただいた市の単独事業、やっています。これはついでにやっているわけではありません。やはり紙おむつの支給でも、実際に見てみたら利用者は非常に少ないわけで、やはり本当に単独事業で事業実施をしている、そういうことを周知をしていただいて、悪法のもとでも市は頑張ってるんだということで、利用していただきたいと思うわけであります。

そういう点で、私はこの単独事業のこれをどのように利用していただけるかということ、やはり、今、持っている適用基準はもっと利用しやすいものにしていかねばならないと思うわけですが、この点、最後にお伺いをしておきたいと思います。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 西川でございます。

周知につきましては、個人に直接連絡をさせていただきまして、利用していただくようにということで、また広報、ホームページによっても連絡をさせていただいているところでございます。

以上です。

白石委員 適用基準も。

西川社会福祉課長 済みません。

適用基準につきましては、福祉タクシーにつきましては重度心身障がい者の方、身障1級、2級、また療育手帳A、A1、A2の方に対して支給をさせていただいております。

次に、心身障害者介助慰労金でございます。これにつきましては、20歳未満の身体障害者手帳または療育手帳の所持者を介助する方、及び20歳以上で身体障害者手帳1、2級と療育手帳Aの両方の所持者を介助する方が対象でございます。

次に、重度心身障害者等福祉年金でございます。身体障害者手帳1、2級か、もしくは療

育手帳A、Bの所持者が対象でございます。

次、心身障害者慰問金でございます。身体障害者手帳1、2級と療育手帳Aの両方の所持者もしくは奈良県身体障害者紙おむつの給付を受けた19歳以上の方、及び身体障害者手帳または療育手帳の所持者で18歳以上の方を地区の民生委員さんが慰問していただいております。

次、特定疾患給付金でございます。これにつきましては、奈良県指定の特定疾患の方と、小児慢性特定疾患の20歳未満の方が対象となっております。

次、重度身体障害者紙おむつ支給事業でございます。常時失禁状態にある3歳以上65歳未満の在宅の身体障害者手帳所持者が対象でございます。

次に、在宅福祉サービス委託料でございます。障害者手帳をまだ取得していない方ですが、もしくは介護保険、障がい福祉サービスに該当しない方が日常生活に支障があり、在宅介護が必要な方に対してどうしても必要な場合、身体介護、生活家事援助などを行うというところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 紙おむつの支給事業については3歳から65歳までと言いましたけれども、重度の障害者、これは適用の基準はどうでしたか。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 紙おむつの適用基準は、今まででしたら、葛城市につきましては、奈良県の寝たきり身体障害者紙おむつ支給事業が所得制限で受けられない方につきまして、葛城市独自でしておりましたけれども、昨年度、奈良県のその制度が廃止になったために、葛城市では所得制限なしで支給をさせていただいております。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 今、この単独事業なり、どういう事業をしているかということと、あわせてその適用基準についてお伺いをいたしました。せっかくやっている事業が、紙おむつについては利用実績は平成23年は2件です。そういう状況になっております。福祉タクシーについても、本当に利用は横ばいの状況が続いております。

障害者の生活を支えるという1つの施策である重度心身障害者等福祉年金については、これは何度かこの適用基準を緩和をして利用の拡大をする中で、現在650人程度の方々がその恩恵を受けてられています。障がい者の収入というのは、ご承知のように障害年金が中心ですね。それ以外のものの収入というのは本当に、例えば福祉作業所でのささやかな賃金程度であります。非常にそういう意味ではこの手当も貴重なくらしを支える財源だと思っております。やはりこの利用の拡大を図っていく、不十分な法律の中で葛城市がどれだけ障がい者の自立や、家族とともに生活できる環境をつくっていくかという点では大事なことだと思います。

それぞれ適用基準が課長から言われました。この適用基準を、例えばこの心身障害者慰問金、障害者1級、療育手帳Aですか、これ、両方ですね。この両方というのは、慰労金もそ

うですし慰問金もそうです。これらは当然緩和してしかるべきでありますし、また福祉タクシーについても3級まで、あるいはその療育手帳Bに拡大をし、その利用の促進を図るということが必要でないかと思うわけですが、そのようなお考えはありませんか。

赤井委員長 部長。

吉川保健福祉部長 ただいま白石委員の市の単独事業、いろいろ年金だとか福祉タクシーの件でございます。単独事業ということで、限られた財源の中で、これからもそういうことを踏まえてPRに努めまして、いろいろ検討してまいりたいと思うわけでございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 部長の方からご答弁をいただきました。本当に国がこの自立支援法を名前だけを変えて継続をしていこうという状況の中で、やはり地域で障がい者や障がい者の家族、あるいはその生活や就労を担う事業者の経営を支えていくということが私は大事だと思います。新たな事業者を支える施策、そして、今、やってる単独事業を充実していくということを求めておきたい、このように思います。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 1点は、安心して子育てができるまちということで質問させていただきたいんですが、「こんにちは赤ちゃん事業」というのは去年耳にした事業でありまして、これは地域民生児童委員の方の協力のもとで、訪問事業というふうに聞き及んでるんですが、これの実績・成果はどのように把握されているのかを1点お聞きします。

次に、環境委員というものが各大字に1名指名されているそうですが、この環境委員となる方たちはどのような活動をされているのかを紹介していただきたい。

それともう1点は、保育所とか児童館の運営にかかわる人材の件ですけれども、この研修にかかわって計上されてる、これ、皆減額なんですね。そしてこの目的は何かかという、保育の質の向上のための研修事業、また子育て支援指導者資質向上のための研修事業、こういったことが目的に挙げられてるんですが、金額的には半分ほどの減額。これは目的を達成するための予算づけがなされてるかどうかの考え方をお聞きしたいと思います。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。

こんにちは赤ちゃん事業の実績でございますが、12月までしか持ち合わせてしておりません。平成23年4月から12月までで、依頼件数202件に対しまして、約90%の180件が民生児童委員さんによって訪問していただいております。残りの分につきましては、保健センターの保健師が訪問したり、4カ月健診時に声かけをして、確認をしているような状況でございます。

こんにちは赤ちゃん事業を始めましたことによりまして、情報が提供できるということで、子育て相談を利用する人がふえたとか、子育て支援センターを利用される方がふえている状況でございます。

以上です。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま溝口委員からご質問がございました、環境委員の件でございますが、環境委員の具体的な仕事内容でございますが、まずごみ集積ステーションの監視・指導に関することということで、ごみステーションにきちんと決められたごみが置かれているか、燃えるごみに不燃ごみが混入されていないか等監視、並びに不都合な状況にあった場合、指導を行っていただくことになっております。また、不法投棄などの不法行為の監督及び指導に関すること、それに不法投棄等に伴いまして環境課の方に連絡をいただき、環境課で回収するようなことをしております。

それから、年度当初は当然のことながら会議を持ちまして、その当時問題になっておる例えばセアカゴケグモの回覧ですとか等を回覧をしていただくのをお願いしております。

それから、この環境委員さんは毎年各大字区長さんの方より各1名推薦していただいておりますのが現状でございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。

保育所、児童館の職員の研修の件でございますが、平成23年度に比べて平成24年度が減額になっておりますが、平成23年度に行いました研修の成果を、それぞれ先生なりが受けた分につきましては、それを生かして保育をしていきます。その中で、やはり子どもと一緒には、子どもにも研修を受けている授業というのがありまして、その分につきましては、特に体育指導と音楽指導につきましては、平成24年度も続けてやっていって、やはり子どもというのは一年一年対象児童も変わってきておりますので、それについては変えて続けていかせてもらいます。

それと児童館の職員の授業ですが、平成23年度は外部から講師を呼んで研修をいたしました。それと、学童支援センターの研修に参加する費用を組んでおりました。ですが、外部からの講師を呼んでくる分につきましては、1年間で研修を受けた成果を学童保育に生かしていきたいと思っております。あと、学童支援センターが年間10回ほど行われますが、その研修については、学童でそれぞれの研修に1名ずつ参加しまして、それを持ち帰ってまた内部で研修して、学童に生かしていきたいと思っております。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 まず、こんにちは赤ちゃん事業について、私が質問したのは実績と同時に成果を聞いているわけですが、この成果、今、紹介された成果は、202件のうちの90%の180件訪問し、そして各赤ちゃんを育てられてる情報を収集したということなんです、少なくともこのこんにちは赤ちゃん事業というのは、子育てしてるときの孤立化とか、ここに書いてあるんですけども、孤立を防ぐとか、養育環境、要するに栄養環境ですね。こういったものをきちっと確保するためにこういう事業を行うと、目的はそうなってるわけですね。ただ、今の実績の数字の表現で、実態は、成果はこれだけのことをやりましたよという成果であって、本当に赤

ちゃんを育てていく悩みを持った方たちの支援になってるのかどうか。

このあたりが、私、これ、実はこれもある人からお電話をいただいて質問してるんです。実は、私、去年、このこんにちは赤ちゃん事業というのは非常に注目した事業であって、山下市政はやはり子育て、そういったところに重点を置いてる、新しい目を向けた事業だなと思ってたんですね。実はその情報によると、いや、民生委員の方が来られて、ただ何かいつ生まれましたかとか、本当の初期的情報のみを聞かれて、何かチェックリストみたいなものに記入されて帰られましたと。

これは、だから今年度予算づけされてる18万円をもって、今年度はこの継続事業として何をしようとしてるのか。ですから僕は成果は何ですかと聞いたんです。去年の成果があるから、今年、何かこの事業の継続をしてるわけでしょう。ということは202件のうち180件が実績としてカルテ上がってたら、何か成果を得て、今年度に飛躍していかないと、事業の継続なんていうのは、また同じように二百何件に対して訪問をして情報を得るための事業になるわけですね。だから成果を得られたら、それを飛躍するため、発展させるための事業費として、本当にわずかな18万円やけど、どのように展開するんですか。これが再質問。

それからもう1点は環境委員の件ですが、環境委員の方の仕事って、このごみステーションの実態、分別されてるのかどうかの実態、不法投棄の実態を掌握されてるように聞きますが、その情報は去年何件上がってきましたか。こういった実態を掌握してくださいと環境委員に依頼してるわけですね。確かに区長推薦で1名おられます。その実態はどのように、要するに市へ情報はあがってきてるのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、保育所及び児童館のこの研修についてですけども、去年充実した研修を行って、帰ってこられた人たちの知識を本年は活かそうと。これはもう一番大事なことですよね。研修に行った人が、自分が持ってる知識だけを自分だけで大切にするものではないですね。そういった研修成果を広める、そういったことをまだ経験してない職員に、そういったことを知識として広める、体験を共有する。そして研修成果を上げて、全体の児童館なり保育所の要するに教育資質を上げていく、これは大事なことだと思うんです。

ただ、それをやったからといって、なぜ今年がそれを継続してもっと広めようとしなひのかなど。僕はいつも、前の総務費のときからずっと同じことを聞いているんですよ。職員の人材育成、職員の人たちが能力を発揮していただかないと、要するに宝的に持ってるその人材ちゅうのは人の宝ですよ。財産ですよ。これを活かしていかないと、将来340人体制になったときに、国からは権限移譲は来るわ、事務事業はするわになったときの能力を、1.2倍ぐらいの能力を発揮して市政の運営に努めてもらうためには、やはりその人が大きく成長しなければいけないことだと思うんです。

ですから、この研修費用について、今年もあげられてるんだったら、これはわずか半額ぐらいにはなってますが、せめて、今、言われたような研修成果を要するに波及して、成果をあげていただくことを要望します。これは要望事項です。質問じゃありません。

赤井委員長 課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

今、先ほど溝口委員のご質問で、こんにちは赤ちゃん事業における成果または支援のこと
でございます。こんにちは赤ちゃん事業というのは、民生委員さんに4カ月の新生児の方を
対象に訪問をしていただいております。そのときに、いろいろなこれから大きくなるにつ
れて、健康増進課では4カ月、10カ月、1歳半、2歳半、3歳半という乳幼児健診がござい
ます。それでいろいろな子育て支援センターにも支援等がございます。そのいろいろな形で
成長するに当たって、どういうふうな支援があるのかというのを把握していただくのが第1
の目標でございます。

そのために「かつらぎっこ」という冊子をお渡しさせていただいて、葛城市にはどうい
うふうな支援があるか、子どもについてどういうふうな健診があるのかというのを把握させ
ていただくのが第一の目標でございます。それによって、健康増進課ではいろいろな健診に基
づき、成長過程を見ながら、また虐待も、今、世間で赤ちゃんを置き去りにして死なせてお
いたという事件も起こっております。そのために、民生委員さん、惻隠からこういうふうな
形であると声かけをしながら、私はみんなから見守られているんやと、気をかけていただ
いておるんやという意識づけと、また虐待の防止の面から、そういうような形で子育て支援を
行っている次第でございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。

環境委員さんからの通報の件というのは、現在のところ環境委員を独自としてわって集計
しておりません。年間、不法投棄に対しては環境課は100から150程度の不法行為はござい
ますが、今、ご指摘いただきましたように、平成23年度におきましてはもう一度集計し直して、
ご質問にお答えしたいと思います。

以上でございます。申しわけありません。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 これで終わりますが、こんにちは赤ちゃん事業については、やはり、今、言った本当の趣
旨を真ただ中なそういうお母さん、お父さんにやはり啓蒙として進めていくということが
大事だと思います。今、説明受けましたように、4カ月までの新生児に対する情報収集をし
て、そのときに10カ月なり1歳とか3歳とか、そういった健診の実施を紹介すると。そして、
今、大事なこと言われましたよね。みんなに見守られてるんやというその安心感を植えつけ
る。こういったことの指導といいますか、成果を十分に発揮できるように、今年度ちょっと
は減額してありますが、期待してますので、またこれ、多分来年お聞きすると思っておりますので、よ
ろしく成果を上げていただきたいと思います。

それから大字各1名ずつ委嘱されているこの環境委員ですね。ぜひとも、これ、新たなこ
の施政方針でも述べられてるように、環境問題、快適な生活環境を守るためのこの保全策と
して市長みずから述べられてるわけです。こういった環境整備、生活環境を快適にするため
の1つはこれは見守り隊みたいなものですから、ぜひとも成果を上げていただいて、そして
この人たちがやってる本当の仕事をやはり引き出すというのが行政の仕事だと思うので、環

境委員一人一人にやはり聞き取り調査でもして情報収集しないと、これ、環境委員の方176万円も、大字に1人ずつなんですよ。ぜひともそういった委嘱成果を今年度上げていただきたい。それで去年の実績集計ができておれば、また機会があれば紹介していただきたい。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 済みません。ページ数とかないんですが、障害者福祉費に関する全般的なこと1つだけ教えていただきたいんです。心身障がい者と言われる方の等級別人数、1級から6級、療育A、今、A、Bだけじゃなくそれ以外の等級もあると思います。これの関係の人数を教えてくださいませんか。

赤井委員長 課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

身体障害者手帳をお持ちの方で、1級につきましては352名、2級につきましては206名、3級につきましては258名、また4級につきましては354名、5級につきましては78名、6級につきましては100名、計1,348名の方がいらっしゃるところでございます。

以上です。

済みません。ごめんなさい。療育手帳につきましては、A84名、A1.17名、A2.21名、またBにつきましては66名、B1.22名、B2.20名、計230名。また精神障害者保健福祉手帳につきましては、1級14名、2級80名、3級20名の計116名の方がいらっしゃるところでございます。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 済みません。ただいまの分、心身障がい者の関係の方の数字をお聞きしたんですが、これに伴って、一緒に聞いたらよかったんですけど、介護関係、つかんでおられましたらこの数字を教えてくださいませんか。要介護1、2、3とかの関係、具体的な数字なんですわ。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。

ただいまの中川委員の質問でございますが、介護保険の方での要介護認定者数でございますが、要支援1が総数321名、要支援2の方が208名、それから要介護1が264名、要介護2が197名、要介護3が163名、要介護4が139名、要介護5が116名です。これは1月分の実数値でございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。民生、衛生のところ介護保険の関係の数字まで聞いて申しわけなかったです。

これ、一応去年ほかの委員がお聞きになった分で、今年増減の方、また見させてもらいましたんやけど、今度、ちょっと質問の方では、53ページ老人福祉費ですね。この中の8節報償費、3行目、4行目の敬老会記念品367万5,000円。敬老祝い品67万2,000円。これについて

て算出根拠、算出額が出てるということは、配られるものの単価、それと人数、昨年比の分と、悪いですが教えていただきたいんです。それに伴って敬老祝い品、これが多分私の記憶では、88歳の方を対象とされるんですが、配られる配布物の金額と人数、それとこの中には100歳以上の方に対する祝い品の贈呈があると思われるんですが、これの物品と人数、教えていただきたいです。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 まず、敬老会記念品の人数でございますが、平成24年度計上しておりますのは6,125人分、単価600円で予算計上いたしております。それから平成23年の実績は単価595円で5,860人分の実績でございました。

それから敬老祝い品の方ですが、米寿の方、88歳の方は平成24年度の予算では115人分を計上いたしております。単価につきましては3,750円、品物につきましては座布団を予定しております。平成23年度の実績につきましては127人分実施いたしました。

それから100歳の方につきましては、平成24年度8人を予定しております。品物につきましては商品券を予定しております。3万円の商品券でございます。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 済みません。この場で変なこと聞くんですけど、100歳到達の方の祝い品商品券3万円。

これ、いつからですか。たしか私の記憶では、賞とかですか。あれは別でしたのかな。とりあえずこの3万円の金額の商品券を配布されてるのはいつからぐらいか、ちょっとお聞きしたいんです。詳しいことわからなきゃ、大体何年ぐらい前からでけっこうですよ。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 合併の当時から、この3万円というのを配布させていただいてると思います。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 はい、わかりました。それと確認なんですけど、これ配布関係になるんですが、敬老会の記念品を各大字の区長さんに依頼されとりますね。敬老祝い金、これも区長さんですか。これはとりにお越しになっておられる方が前の方へ来られるわけですね。毎年敬老会のときに、88歳、米寿の祝いの方に、これで欠席される方、代理の方来られなかった場合の配布方法、ちょっとお願いしたいです。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 88歳の方の敬老祝い品につきましては、配布は敬老会までに民生委員にお願いいたしまして配布させていただいております。敬老会に参加される88歳の方につきましては、当日目録を渡させていただいているということでございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 済みません。ちょっと変な質問するんですけど、この祝い品ですね。これ、敬老会までにお配りになりますよね。そのときに、役所が押さえる日、基準日というのがありますよね。今年は何名、どこそこのだれそれさん以下何名押さえると。そのときに、配布までにお亡くなりになったときの措置、これ、聞かれるんですわ。こんなくればったけど、どうしたら

いいのって。笑われるような質問してるかわかりませんが、実際そういうことで、私も県の方へも聞き、市役所にも聞いたんですけど、私の考えはもらっとってと。役所は祝い品として出してるけど、おじいちゃん、おばあちゃんの長寿の記念としてもらっといてもらって結構と思いますよと言って役所の方へ確認とったんです。県の福祉課に確認とって、そのときはそれと同じ答えいただいたんですけど、今もその形で、もし聞かれたらそれでいいんですか。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 毎年なんですけども、基準日は例年9月1日を基準日といたしまして、88歳を迎える方に配らせていただいております。ただ、その配る際に突然亡くなられた方につきましては、極力こちらの方で分かっている方につきましては、民生委員さんをお願いして、こちらの方に返させてもらってるというようなこともあるんですが、今年に関してはそういったことはなかったように思います。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 済みません。質問じゃないです。個人的な感情でさっき言ったような形で、祝いじゃなく思い出いうんか、88歳まで長生きする、その思い出という形で、引きとるんじゃなく渡す一方のような形で、できたらお願いしたいと思います。済みません。変な言い方、どうせ引きとる場合はそれを返品するような条件があるかもわかりませんが、故人さんの心情、感情ということでちょっとお願いしてるんですけど、だめならだめで結構ですよ。強いて強制しませんけど、できたらそういうふうをお願いしたいと。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 9月1日の基準日に対象になった方につきましては、配布の方をさせていただきます。済みません。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 それでは、引き続いて質疑を行いたいと思います。53ページの5目の老人福祉費の14節使用料及び賃借料、緊急通報システム使用料という形で176万2,000円が計上されております。緊急通報システムの利用基準について、まずお伺いをしておきたいと思います。

それから少し下がっていただいて、19節の負担金補助及び交付金の住宅改修支援事業助成金、2万円が計上されております。事業の内容、平成23年度の実績、平成24年度の計画についてお伺いをしておきたいと思います。

もう1点、同じく19節の負担金補助及び交付金であります。一番下の地域ふれあい事業補助金に15万円が計上されております。これの事業内容についてお伺いをしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員の質問でございます。緊急通報システムの使用基準でござい

ますが、本市に居住するおおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人、低所得のひとり暮らしの重度身体障がい者ということが条件になっております。

2点目の住宅改修支援事業助成金の内容でございますが、これにつきましては介護保険法の規定による居宅介護住宅改修費の申請に係る理由書の作成を行う者に対しまして、補助をするものでございまして、補助を受ける対象者につきましては、介護支援専門員、作業療法士及び福祉住宅環境コーディネーター検定試験2級以上、その他これに準ずる資格を有する者ということになっておりまして、1件につき2,000円でございます。実績の方でございますけれども、平成23年度の実績は今のところございません。

それから、3点目の地域ふれあい事業補助金の内容でございますが、これにつきましては葛城市寿連合会が主体となって行います地域ふれあい事業に要する経費について、補助金を出すものでございまして、伝承活動事業等とか女性部の地域のふれあい活動に対しまして、助成金を出しているものでございます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 緊急通報装置の対応事業、今、ひとり暮らしのお年寄りがふえていますし、さらに日中ひとり暮らしという方々がふえて、本当に地域の人たち、家族の方々がどうすれば安心して親の、あるいはご近所のおじいちゃん、おばあちゃんの安全を確保すればいいのか、こういうことの相談が多く寄せられます。

ところが、緊急通報装置のこの事業そのものが、今、言われたような使用基準で非常に使い勝手が悪くて、民間のいろいろなサービスを選ばざるを得ないというふうな状況になってまいります。それは民間のやることですから、当然行き届いたサービスがありますけれども、非常に高額であります。これは本人はもとより、家族の負担も大変で、なかなか民間のサービスを利用しようということにはならない。そうしたらどうしたらいいのかということになれば、やはりこの緊急通報装置の事業を利用できないかというのが、多くの方々の強い要望なんです。

ところが、適用基準そのものが低所得者のひとり暮らしのお年寄りということであったり、重度の障がい者のひとり暮らしであったり、本当に限定的な利用者になってしまうと。今、もう身の周りにたくさんの虚弱なおばあさん、おじいさんがひとり暮らしをしている、たくさんいます。もう認知症も出て、ご近所の方々が心配されますし、また共働きの家庭では日中の安否をどうしたらいいのかということで、いろいろ相談を受けるわけです。

この今ある制度を葛城市が独自で運用基準、使用基準を変えて広く利用の促進を図る。ひとり暮らしのお年寄りや、日中ひとり暮らしのお年寄りの安全・安心をやはり確保していくという点で、いろいろ障害があろうと思えますけれども、そういうことができるのか、できないのか。一定の負担があっても当然のことだと思います。この点、いかがお考えか、所見を述べていただきたいと思えます。

それから、住宅改修支援事業助成金。せっかく事業として予算計上されて、本当に住宅改修等でその利用の促進を図るということだと思んですけども、非常にこれは要件が厳しい

というのがあるんでしょうか。そういうニーズがないということなんですか。どのように分析をされているのか。平成23年度では実績はなかったということですが、どうしてそういう結果になっているか、お伺いをしたいと思います。

地域ふれあい事業補助金という形で15万円出ております。やはり補助の主体は寿慶会ですね。地域の寿慶会の方々が公民館や、あるいは公民館に類する施設を活用して、週に1度とかそういうときにいわゆるサロンのように集まる。そういうことに対して助成をされているということですが、この点はいろいろな実際の取り組みを見ていると、もっともっと広がっていく。これあれでしょう、寿慶会が主体となってやっているわけで、市がやっってください、やっってくださいと言うてしてるわけじゃないわけでしょう。そういうことですから、非常に大事な取り組みだと思います。こういう取り組みをもっともっと広げていけばいいと思うんですが、その補助対象、どういう経費について補助を支出をされているのか、この点お伺いをしておきたいと思います。

赤井委員長 部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。

ただいま白石委員の緊急通報システムということでございます。現在約214台が設置されております。65歳の独居老人の低所得者、または障がいということでございます。その日中の独居老人に対するそういう適用基準の拡大ということでございます。現在、これも単独財源で、市単独で行ってるわけでございますが、日中につきましてはゆうあいステーション、夜間につきましては消防署ということで受信されております。もろもろの経費を含めまして相当かかるわけでございます。今後こういう新たなシステムとか、いろいろなインターネットとか、いろいろな新しいものもございまして、そういうものも含めまして、民間も入れまして、いろいろ検討して、コストを抑えた中で適用範囲の基準の拡大ということもある程度視野に入れて、今後も検討してまいりたいと思う次第でございます。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 2点目の住宅改修の件でございますけれども、実際のところ住宅改修につきましては、ケアマネージャーが理由書については書いてるケースがほとんどでございます、それに伴いましてこの助成金が発生するケースがないというのが現状でございます。

それから、地域ふれあい事業の方なんですけれども、これは毎年寿連合会の方で、寿連合会の方で、寿連合会、それから女性部の方が事業計画をされておまして、小学校等でお手玉とか竹とんぼをつくったりとかいうようなことに対する予算に対しまして助成金を支出しているということでございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 緊急通報装置の件については、部長の方から、民間のそういうサービスの利用を含めて、適用の拡大も視野に入れて検討していきたいという答弁であったと思います。現状というか、この社会的な状況に合わせてやはり制度の改革をしていくということ、これは当然ですから、そういう現状に合わせた制度に変えていただきたいと思います。

それから住宅改修の件でありますけれども、これはどういう趣旨でこの制度、事業ができ

たのか、全く、ケアマネがすすっとできるのやったら何もこんな要らへんわけで、その辺ちょっとどのように理解をしたらいいのか、説明を願いたいと思います。

ふれあい事業補助というのは、これは補助対象というのはどういうことなのか、小学校で利用するとしたら、そのお手玉のそういうものをつくるための材料を購入するとか、そんな程度のことなんでしょうか。実際にどういうものに、例えば施設を借りてやるとしたら、施設によっては光熱費は要らないと思いますけども、光熱費あるいは湯茶ですね。そういうものが対象になるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 住宅改修の件でございますが、たいは住宅改修、手すりをつける、それから段差をなくすというような形の住宅改修がほとんどございまして、例えば住宅関係のコーディネーター的な難しい住宅改修というのがほとんどない状態でございます。ですからケアマネージャーと工事をされる業者の方等が入って、理由書を書くというようなことございまして、ほとんどそのケアマネージャーの方で理由書がつくられるということがほとんどございまして、この助成金を出すのにも至っていないというようなことでございます。

それと、地域ふれあい事業の方なんですけども、実際の経費でございますが、先ほど申しました竹とんぼ作製の材料費とか、お手玉の材料費であるとか、おもちをつかれたときのそういったおもちの材料費であるとか、そういった形の経費でございます。

済みません。それからこの15万円につきましては、単費でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございます。住宅改修については、一定の規模なり基準が必要なそういうものに対して、専門的な資格を持った人たちが書類を作成するというところで、これはちゃんとした基準があるんだろうと思います。またお示しをいただければいいと思います。住宅改修の役割は存目程度みたいな話やな。とりあえずしとくということやね。

地域のふれあい事業補助については、もちろん単独の事業であるということは承知しております。非常にこういう取り組みが広がっていけば、地域のお年寄りの交流の輪が広がり、本当に単独事業であるけれども、その老人福祉、あるいは介護保険事業にも貢献できるものだと思います。

以上です。

赤井委員長 本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、あす22日木曜日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

延 会 午後5時58分